

愛知地域公害防止計画

平成24年3月
(平成30年3月改定)

愛 知 県

目 次

第1章	公害防止計画の対象地域	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	地域の範囲	2
第3節	関係法令による地域指定の概要	2
第2章	公害防止計画の主要課題	5
第3章	公害防止計画の目標及び計画の期間	
第1節	計画の目標	6
第2節	計画の期間	9
第4章	主要課題に係る過去の施策の実施状況・効果、今後の課題等の分析評価	
第1節	都市地域における大気汚染対策	10
1	当該課題に係る状況	10
2	当該課題に係る要因分析	17
3	過去の施策の実施状況及び効果・今後の課題等	17
第2節	自動車交通公害対策	18
1	主要幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策	18
(1)	当該課題に係る状況	18
(2)	当該課題に係る要因分析	21
(3)	過去の施策の実施状況及び効果・今後の課題等	22
2	主要幹線道路沿道の自動車騒音対策	28
(1)	当該課題に係る状況	28
(2)	当該課題に係る要因分析	29
(3)	過去の施策の実施状況及び効果・今後の課題等	30
第3節	伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁対策	34
1	当該課題に係る状況	34
2	当該課題に係る要因分析	42
3	過去の施策の実施状況及び効果・今後の課題等	42
第4節	油ヶ淵の水質汚濁対策	44
1	当該課題に係る状況	44
2	当該課題に係る要因分析	45
3	過去の施策の実施状況及び効果・今後の課題等	46

第5章	主要課題に対し講ずる公害の防止に関する施策	49
第1節	都市地域における大気汚染対策	49
1	今後講ずる施策及び達成目標	49
第2節	自動車交通公害対策	50
1	主要幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策	50
(1)	今後講ずる施策及び達成目標	50
2	主要幹線道路沿道の自動車騒音対策	52
(1)	今後講ずる施策及び達成目標	52
3	関連諸計画との関係	53
第3節	伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁対策	54
1	今後講ずる施策及び達成目標	54
2	関連諸計画との関係	57
第4節	油ヶ淵の水質汚濁対策	58
1	今後講ずる施策及び達成目標	58
2	関連諸計画との関係	59
第6章	愛知地域公害防止対策事業計画	60
第7章	主要課題以外の公害防止施策	67
第1節	水質汚濁対策	67
第2節	地下水汚染対策	68
第3節	土壌汚染対策	71
第4節	騒音・振動対策	73
1	自動車騒音対策	73
2	新幹線鉄道騒音・振動対策	73
3	航空機騒音対策	75
4	その他の騒音・振動対策	76
第8章	公害防止計画の効果的かつ着実な推進	77
第1節	計画の推進体制と各主体の連携	77
第2節	各種計画との連携	79
第3節	監視・観測体制	81
第4節	計画の進捗状況の点検	82
資料編	地域の概況	
第1節	自然環境	84
第2節	人口	85
第3節	産業	85
第4節	都市環境	87

第1章 公害防止計画の対象地域

第1節 計画策定の趣旨

愛知地域においては、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、自動車等の輸送機械や鉄鋼、電気機械を中心とした大規模工場等の立地、拡張が進み、産業活動が活発化した一方で、大気汚染や水質汚濁等の公害が広域化、深刻化してきた。こうした状況の中で、名古屋等地域においては昭和47年度から平成2年度までの19年間、衣浦・西三河地域においては昭和49年度から平成2年度までの17年間、東三河地域においては昭和51年度から平成2年度までの15年間にわたり各地域ごとに公害防止計画が策定されてきた。

また、平成3年度にはこれら3地域を一本化して愛知地域公害防止計画が策定され、その後5年ごとに計画が策定されてきた。この間、公害防止に関する諸施策を推進してきたところであるが、平成22年度における策定地域内の環境質の状況は、以下のとおりである。

1 大気汚染

二酸化硫黄については、策定地域内の23測定局中全測定局において環境基準を達成している。

二酸化窒素については、環境基準との対応状況を見ると、45測定局中0.06ppmを超過している局が1局、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の局が11局、0.04ppm未満の局が33局となっている。

一酸化炭素については、5測定局中全測定局において環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質については、46測定局中全測定局において環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、35測定局中全測定局において環境基準を達成していない。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、12測定地点中全地点において環境基準を達成している。

ダイオキシン類については、18測定地点中全地点において環境基準を達成している。

2 水質汚濁

健康項目については、59測定地点中1地点において環境基準を達成していない。

水質のダイオキシン類については、31測定地点中3地点において環境基準を達成していない。

底質のダイオキシン類については、31測定地点中全地点において環境基準を達成している。

河川については、BOD（生物化学的酸素要求量）の指標で見ると、31水域中2水域において環境基準を達成していない。

湖沼については、1水域中1水域においてCOD（化学的酸素要求量）の環境基準を達成していない。

海域については、5水域中2水域においてCODの環境基準を達成していない。全室素は、4水域中1水域において環境基準を達成していない。全りんは、4水域中1水域において環境基準を達成していない。

地下水については、274測定地点中85地点で環境基準を達成していない。なお、ダイオキシン類については、8測定地点全地点において環境基準を達成している。

3 騒音

自動車騒音に関する環境基準達成状況は、評価の対象とした住居等298,910戸のうち、25,369戸（8.5%）が環境基準を達成していない。

新幹線鉄道騒音については、30測定地点中9地点において環境基準を達成していない。航空機騒音については、10測定地点中7地点において環境基準を達成していない。

4 土壌汚染

土壌汚染対策法に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域として29箇所指定し、そのうち10箇所について指定の解除を行っている。

ダイオキシン類については、13測定地点中全地点において環境基準を達成している。

当地域は、このように、さらに改善すべき問題が残されていることから、今後も引き続き総合的な公害防止対策を講ずる必要がある。

このような地域の実情にかんがみ、当地域に係る公害防止計画は、これまでの成果を評価、検討した上で策定するものとし、施策間の優先度、緊急度を勘案しつつ、国の施策と有機的な連携を保ちながら、持続可能な社会を目指し、各種の公害の防止に関する施策を総合的、計画的に実施すること等により、環境への負荷をできる限り低減させ、公害の早急な解決を図り、公害の未然防止の徹底に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定するものとする。

第2節 地域の範囲

公害防止計画を策定する地域は、愛知県の区域のうち、名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、安城市、小牧市、東海市の区域とする（図1-2-1参照）。

第3節 関係法令による地域指定の概要

当地域における公害関係法令による地域指定の状況は、表1-3-1のとおりである。

図1-2-1 愛知地域公害防止計画の策定地域図



表 1 - 3 - 1 公害関係法令による地域指定の概要

区分 市町村名	SOx		NOx	P 自動 車 NOx 対策 地域	湖 沼 水 特 法 指 定 地 域	COD 窒 素 り ん 指 定 地 域 規 制	生 活 排 水 対 策 重 点 地 域	騒音環境基準 類型指定地域			騒音 指 定 地 域 規 制 法	振 動 指 定 地 域 規 制 法	悪 臭 防 止 法 規 制 地 域	工 業 用 水 法 指 定 地 域	ビ ル 用 水 法 指 定 地 域	濃 尾 平 野 地 盤 沈 下 防 止 等 対 策 要 綱	農 用 地 土 壌 汚 染 対 策 地 域
	指 定 地 域 規 制	K 値	指 定 地 域 規 制					一 般 騒 音	航 空 機 騒 音	新 幹 線 騒 音							
名古屋市	○条	3.0 [2.92] (1.17)	—	○	—	○	—	△	△	△	△条	△条	○	△	—	○条	—
豊橋市	条	8.76	—	○	—	△	—	△	—	△	△条	△条	○	—	—	—	—
岡崎市	条	17.5	—	△	—	○	—	△	—	△	△条	△条	○	—	—	—	—
碧南市	○条	3.5 (1.75)	—	○	—	○	○	△	—	—	△条	△条	○	—	—	—	—
安城市	条	17.5	—	○	—	○	○	△	—	△	△条	△条	○	—	—	—	—
小牧市	条	9.0	—	○	—	○	—	△	△	—	△条	△条	○	—	—	○条	—
東海市	○条	3.0 [2.92] (1.17)	—	○	—	○	—	△	—	—	△条	△条	○	—	—	—	—

- (注) 1 ○は、法に基づく指定地域の該当市町村
 2 △は、法に基づく指定地域に当該市町村の区域の一部が該当
 3 条は、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく指定地域の該当市町村
 4 SOx K値欄の () は特別排出基準（昭和49年4月1日以降の設置）、
 [] は特別排出基準（昭和47年1月5日から昭和49年3月31日までの設置）の値

第2章 公害防止計画の主要課題

本計画における主要課題は、以下のとおりとする。

1 都市地域の大气汚染

都市地域における光化学オキシダント等に係る大气汚染の防止を図る。

2 自動車交通公害

国道1号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素に係る大气汚染、騒音の防止を図る。

3 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

都市内河川の水質汚濁の防止を図るとともに、伊勢湾（三河湾を含む。以下同じ。）のCOD、全窒素及び全りんに係る水質汚濁・富栄養化の防止を図る。

4 油ヶ淵の水質汚濁

油ヶ淵のダイオキシン類による水質汚濁及びCODに係る水質汚濁の防止を図る。

第3章 公害防止計画の目標及び計画の期間

第1節 計画の目標

当地域における汚染物質等の項目ごとの目標は表3-1-1に示すとおりであり、各種の公害防止施策等の推進により、目標が平成32年度末を目途に達成維持されるよう努めるものとして本計画を策定する。

なお、環境基本法第16条に基づく環境基準等が設定又は改定された場合は、当該環境基準等に係る部分を変更した表をもって本計画の目標とみなすものとする。また、新たに環境基準等の超過が生じた場合は、当該項目に係る環境基準等を追加した表をもって本計画の目標とみなすものとする。

表3-1-1 計画の目標

区分	目 標		適用区域
1 大気汚染	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）第1に定める環境基準		工業専用地域、 車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の区域
	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	
	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	
2 水質汚濁	ア 水質 (1) 健康項目	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）第1の1に定める環境基準	全公共用水域
		1,2-ジクロロエタン	
		「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）第1の1に定める環境基準	
		ダイオキシン類	1pg-TEQ/l以下
	イ 地下水	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示10号）に定める環境基準	全計画地域
		六価クロム	0.05mg/l以下
		砒素	0.01mg/l以下
		総水銀	0.0005mg/l以下
		四塩化炭素	0.002mg/l以下
		塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
		ふっ素	0.8mg/l以下
		ほう素	1mg/l以下

区分		目 標	適用区域																						
2 水質汚濁	(2) 生活環境項目	ア 河川 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）第1の2の(1)に定める環境基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th>基準値</th> </tr> <tr> <th>生物化学的酸素要求量（BOD）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの</td> <td>1mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>2mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの</td> <td>3mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの</td> <td>5mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの</td> <td>8mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>工業用水3級、環境保全</td> <td>10mg/1以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	生物化学的酸素要求量（BOD）	AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/1以下	A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/1以下	B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/1以下	C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/1以下	D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/1以下	E	工業用水3級、環境保全	10mg/1以下	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域
	項目 類型	利用目的の適応性			基準値																				
生物化学的酸素要求量（BOD）																									
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/1以下																							
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/1以下																							
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/1以下																							
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/1以下																							
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/1以下																							
E	工業用水3級、環境保全	10mg/1以下																							
	イ 湖沼	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）第1の2の(1)に定める環境基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th>基準値</th> </tr> <tr> <th>化学的酸素要求量（COD）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの</td> <td>1mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td>3mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの</td> <td>5mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>工業用水2級、環境保全</td> <td>8mg/1以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	基準値	化学的酸素要求量（COD）	AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/1以下	A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	3mg/1以下	B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	5mg/1以下	C	工業用水2級、環境保全	8mg/1以下	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域						
項目 類型	利用目的の適応性	基準値																							
		化学的酸素要求量（COD）																							
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/1以下																							
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	3mg/1以下																							
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	5mg/1以下																							
C	工業用水2級、環境保全	8mg/1以下																							

区分		目 標	適用区域																																					
2	(2) ウ	水質汚濁	生活環境項目	海域	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）第1の2の（1）に定める基準値	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域																																		
					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">化学的酸素要求量 (COD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">2mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">3mg/1以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>環境保全</td> <td colspan="2">8mg/1以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>全窒素</th> <th>全りん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）</td> <td>0.2 mg/1</td> <td>0.02mg/1</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）</td> <td>0.3 mg/1</td> <td>0.03mg/1</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）</td> <td>0.6 mg/1</td> <td>0.05mg/1</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>水産3種、工業用水、生物生息環境保全</td> <td>1 mg/1</td> <td>0.09mg/1</td> </tr> </tbody> </table>		項目 類型	利用目的の適応性	基準値		化学的酸素要求量 (COD)		A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/1以下		B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/1以下		C	環境保全	8mg/1以下		項目 類型	利用目的の適応性	基準値		全窒素	全りん	I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/1	0.02mg/1	II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/1	0.03mg/1	III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）
項目 類型	利用目的の適応性	基準値																																						
		化学的酸素要求量 (COD)																																						
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/1以下																																						
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/1以下																																						
C	環境保全	8mg/1以下																																						
項目 類型	利用目的の適応性	基準値																																						
		全窒素	全りん																																					
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/1	0.02mg/1																																					
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/1	0.03mg/1																																					
III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/1	0.05mg/1																																					
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/1	0.09mg/1																																					
3	(1)	騒音	騒音		「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）第1に定める基準値	騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域																																		
					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の類型</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>50デシベル以下</td> <td>40デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>A及びB</td> <td>55デシベル以下</td> <td>45デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60デシベル以下</td> <td>50デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域の区分</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td>60デシベル以下</td> <td>55デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域</td> <td>65デシベル以下</td> <td>60デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の類型	基準値		昼間	夜間	AA	50デシベル以下	40デシベル以下	A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	C	60デシベル以下	50デシベル以下	地域の区分	基準値		昼間	夜間	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下										
地域の類型	基準値																																							
	昼間	夜間																																						
AA	50デシベル以下	40デシベル以下																																						
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下																																						
C	60デシベル以下	50デシベル以下																																						
地域の区分	基準値																																							
	昼間	夜間																																						
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下																																						
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下																																						

区分	目 標	適用区域						
3 騒音	(1) 騒音 この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	基準値		昼間	夜間	70デシベル以下	65デシベル以下	
	基準値							
	昼間	夜間						
70デシベル以下	65デシベル以下							
(2) 航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）第1に定める基準値 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域の種類</th> <th>基準値（WECPNL）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>70以下</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>75以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の種類	基準値（WECPNL）	I	70以下	II	75以下	航空機騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域
地域の種類	基準値（WECPNL）							
I	70以下							
II	75以下							
(3) 新幹線鉄道騒音	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）第1に定める基準値 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域の種類</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>70デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>75デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>	地域の種類	基準値	I	70デシベル以下	II	75デシベル以下	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域
地域の種類	基準値							
I	70デシベル以下							
II	75デシベル以下							

第2節 計画の期間

本計画の実施期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。

第4章 主要課題に係る過去の施策の実施状況・効果、今後の課題等の分析評価

第2章で示された主要課題に係る状況及び要因分析、並びに過去の施策の実施状況・効果、今後の課題等は以下のとおりである。

第1節 都市地域における大気汚染対策

1 当該課題に係る状況

(1) 都市地域における大気汚染の概況

当地域の大気汚染を把握するため、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）を31局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）を15局設置し、常時監視を行っている。測定局の設置状況は、表4-1-1、図4-1-1のとおりである。

さらに、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては12地点で、ダイオキシン類については18地点で、降下ばいじんについては19地点で測定している。

当地域の大気汚染の状況を平成22年度における環境基準の達成状況でみると、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については全測定局において環境基準を達成している。二酸化窒素については自排局1局で、光化学オキシダントについては全測定局において環境基準を達成していない。

また、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類については全測定地点において環境基準を達成している。

なお、降下ばいじんについては環境基準はないが、東海市では降下ばいじん量が多く市域全体から苦情が出ており、平成17年に市南西部の住民から出された請願が市議会において全会一致で採択されている。

(2) 光化学オキシダントに係る大気汚染の状況

当地域における光化学オキシダントの測定は、平成22年度においては一般局26局、自排局9局の計35局で実施している。

光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況は、図4-1-2のとおりであり、全測定局において環境基準を達成していない。

また、一般局においては昭和61年以降すべての測定局で環境基準を達成していない。

県は、光化学オキシダント濃度が「愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱」に定める基準を超過した場合、予報及び注意報（予報：1時間値が0.08ppm以上となり継続するおそれがある場合、注意報：1時間値が0.12ppm以上となり継続するおそれがある場合）等を発令しており、平成22年度は、当地域において、6区域で予報の発令を延べ19回（うち2回は注意報に切り替え）を行っている。

当地域における汚染濃度上位局において、昼間1時間値が0.06ppmを超えた日数の推移を図4-1-3、昼間1時間値が0.12ppm以上であった日数の推移を図4-1-4に示す。

表4-1-1 大気汚染常時監視測定局の設置状況

(平成22年度末)

所在市町村名	地図上の番号	測定局名	一般局・自排局別	所在地	測定項目												
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素	ふっ化水素	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類	気象・風向等
名古屋市	1	国設名古屋大気環境測定所	一	名古屋市千種区鹿子殿21-1	○	○	○	○	○	○							○
	2	愛知工業高校	一	名古屋市北区福德町広瀬島350-4	○	○		○	○								○
	3	中村保健所	一	名古屋市中村区名楽町四丁目7-18		○		○	○								○
	4	滝川小学校	一	名古屋市昭和区滝川町131		○		○	○								○
	5	八幡中学校	一	名古屋市中川区元中野町二丁目11	○	○		○	○								○
	6	富田支所	一	名古屋市中川区春田三丁目215		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
	7	惟信高校	一	名古屋市港区惟信町二丁目262		○		○	○								○
	8	白水小学校	一	名古屋市南区松下町二丁目1	○	○		○	○			○	○	○	○		○
	9	守山保健所	一	名古屋市守山区小幡一丁目3-1		○		○	○								○
	10	大高北小学校	一	名古屋市緑区大高町字町屋川1		○		○	○								○
	11	天白保健所	一	名古屋市天白区島田二丁目201		○		○	○								○
	12	上下水道局北営業所	自	名古屋市北区田幡二丁目4-5		○		○				○	○	○	○	○	○
	13	名塚中学校	自	名古屋市西区新福寺町二丁目1-2		○		○	○								○
	14	テレビ塔	自	名古屋市中区錦三丁目6-15先	○	○		○	○								○
	15	熱田神宮公園	自	名古屋市熱田区旗屋一丁目10-45		○		○									○
	16	港陽	自	名古屋市港区港陽一丁目1-65		○		○	○			○	○	○	○	○	○
	17	千竈	自	名古屋市南区汐田町1304		○		○									○
	18	元塩公園	自	名古屋市南区元塩町二丁目		○	○	○		○							○
	19	本地通	他	名古屋市南区本地通六丁目1-1								○	○	○	○		
	20	瑞穂保健所	他	名古屋市瑞穂区日辺通三丁目45-2													○
豊橋市	21	大崎	一	豊橋市大崎町字柿ノ木16	○	○		○			○	○	○	○	○	○	
	22	石巻	一	豊橋市石巻町字西浦16	○	○		○	○							○	
	23	二川	一	豊橋市大岩町字東郷内111-1		○		○	○			○	○	○	○	○	
	24	野依	一	豊橋市野依町字上ノ山33-4		○		○	○								○
	25	吾妻	一	豊橋市吾妻町84-1		○		○	○	○							○
	26	富本	一	豊橋市富本字国隠20-8	○	○		○	○								○
	27	今橋	自	豊橋市今橋町1	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
岡崎市	28	羽根	一	岡崎市羽根町字陣場47	○	○		○	○							○	
	29	朝日	自	岡崎市朝日町三丁目36-1		○		○	○							○	
	30	矢作	自	岡崎市矢作町字馬乗110-1		○		○	○								○
	31	大平	自	岡崎市大平町二の沢67	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	32	鴨田	自	岡崎市鴨田町字広元306		○		○	○								○
	33	岡崎市総合検査センター	他	岡崎市美合町字五本松68-1								○	○	○	○		
	34	岡崎市水道局仁木浄水場	他	岡崎市仁木町字川越46-1													○
碧南市	35	碧南市川口町	一	碧南市川口町一丁目169		○		○	○							○	
	36	碧南市文化会館	自	碧南市源氏神明町1		○		○	○							○	
	37	新川町大気測定所	一	碧南市新川町二丁目1-1	○	○		○	○								○
	38	西端大気測定所	一	碧南市上町三丁目1	○	○		○	○								○
	39	碧南市保健センター	他	碧南市天王町一丁目70													○

所在市町村名	地図上の番号	測定局名	一般局・自排局別	所在地	測定項目													
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素	ふっ化水素	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類	気象・風向等	
安城市	40	安城農林高校	一	安城市池浦町茶筌木1	○	○		○	○	○							○	○
	41	安城市役所	一	安城市桜町18-23	○	○		○										○
	42	安城市西部公民館大気測定局	一	安城市福釜町釜ヶ淵20-1	○	○		○										○
小牧市	43	小牧高校	一	小牧市小牧一丁目321	○	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○
	44	小牧市大気汚染測定局	自	小牧市堀の内二丁目9-1, 10-1	○	○	○	○	○									○
東海市	45	東海市名和町	一	東海市名和町南之山10-4		○		○	○			○	○	○	○	○	○	○
	46	東海市横須賀小学校	一	東海市高横須賀町大塚36	○	○		○	○									○
	47	名和小学校	一	東海市名和町山東10	○	○		○										○
	48	東海市役所	一	東海市中央町一丁目1	○	○		○	○									○
	49	富木島小学校	一	東海市富木島町手代44	○			○										○
	50	加木屋小学校	一	東海市加木屋町編笠9	○	○		○	○									○
	51	名和町吹付	自	東海市名和町吹付18		○		○										○
	52	東海市立文化センター	他	東海市横須賀町狐塚11													○	
合計					23	45	5	46	35	6	0	12	12	12	12	18	46	

(注) 1 一般局・自排局別欄の「一」は一般局、「自」は自排局、「他」は一般局・自排局以外の調査地点を表す。
2 環境部調べ

図4-1-1 大気汚染測定局位置図（平成22年度）

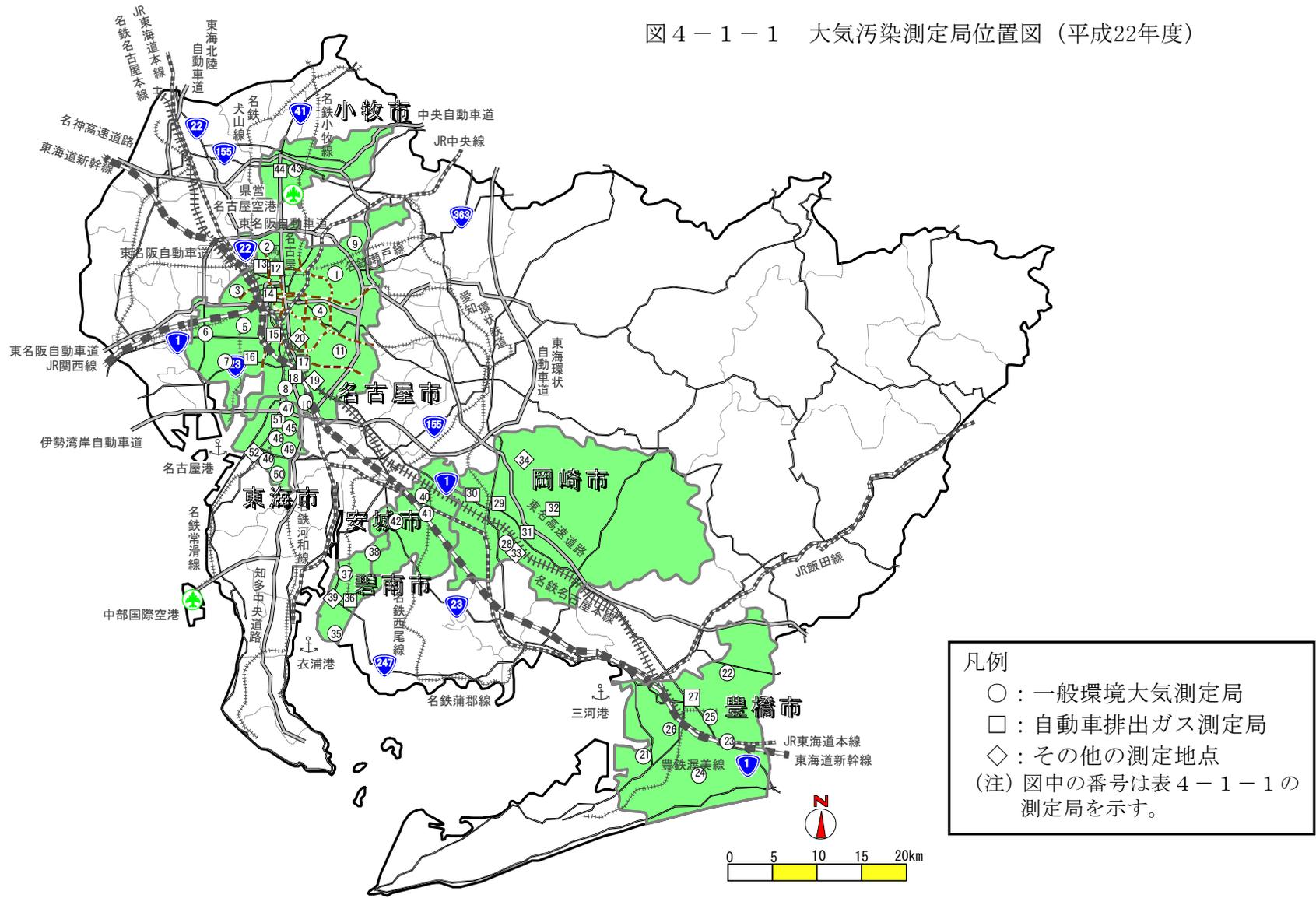


図4-1-2 光化学オキシダントに係る環境基準達成状況（平成22年度）

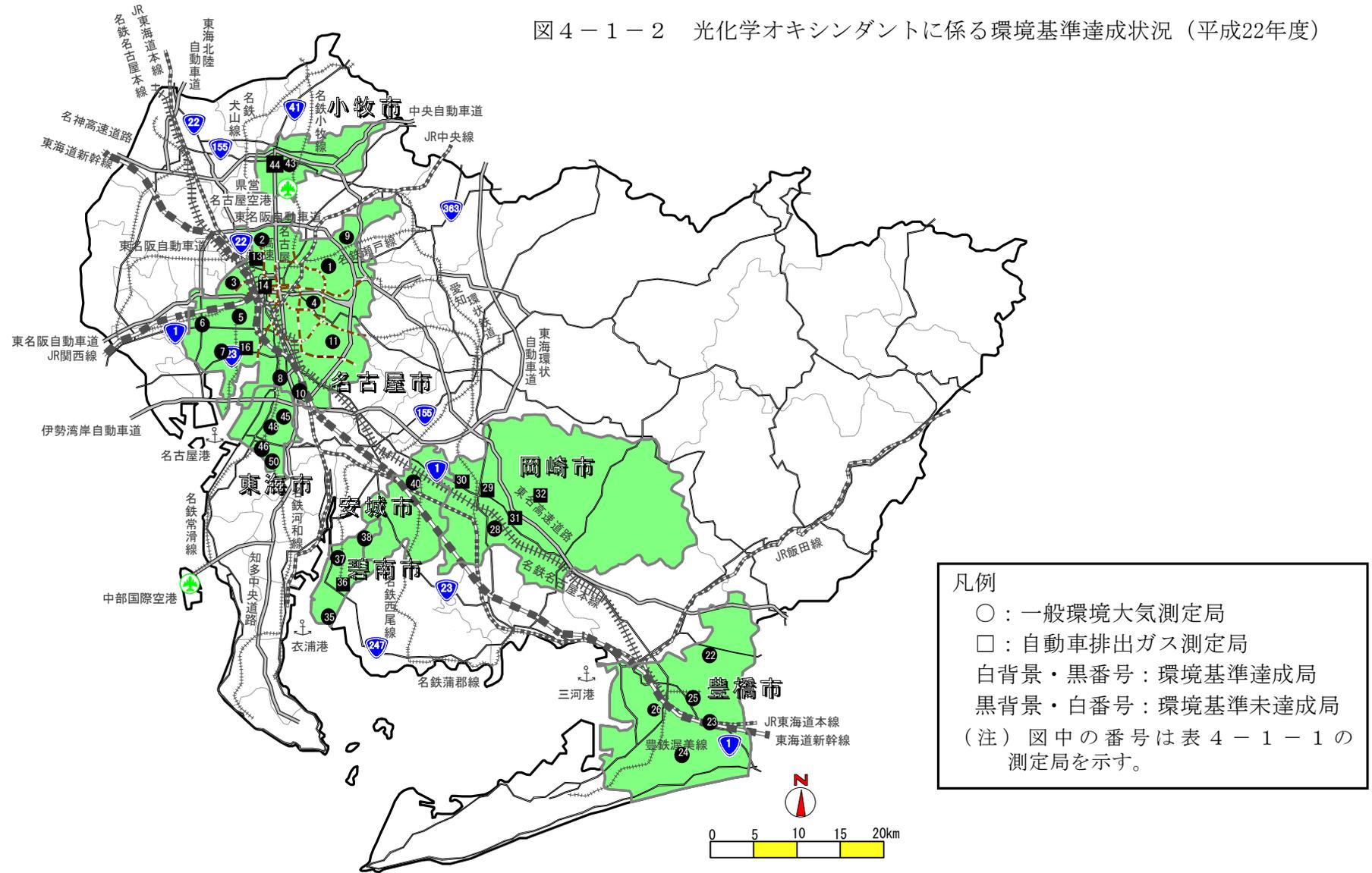


図4-1-3 光化学オキシダント汚染状況の推移
(昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数)

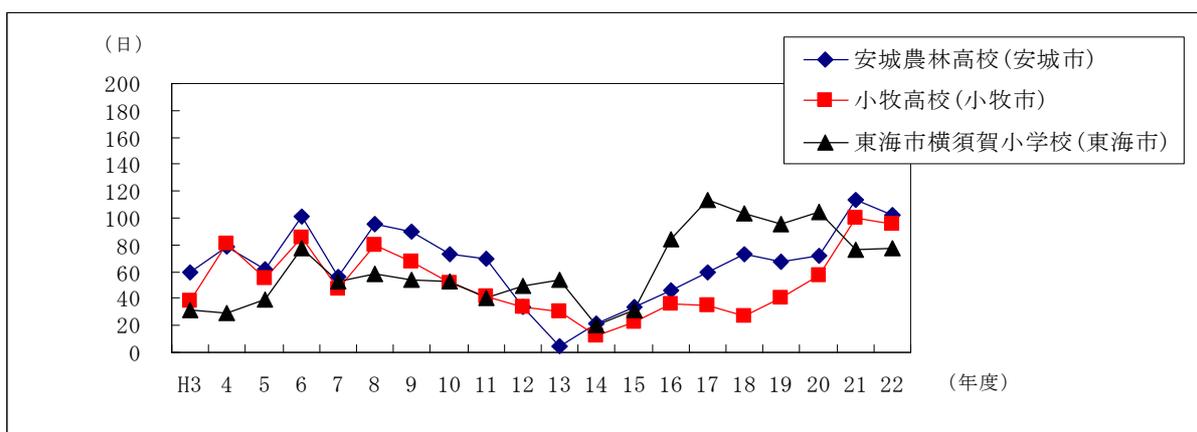
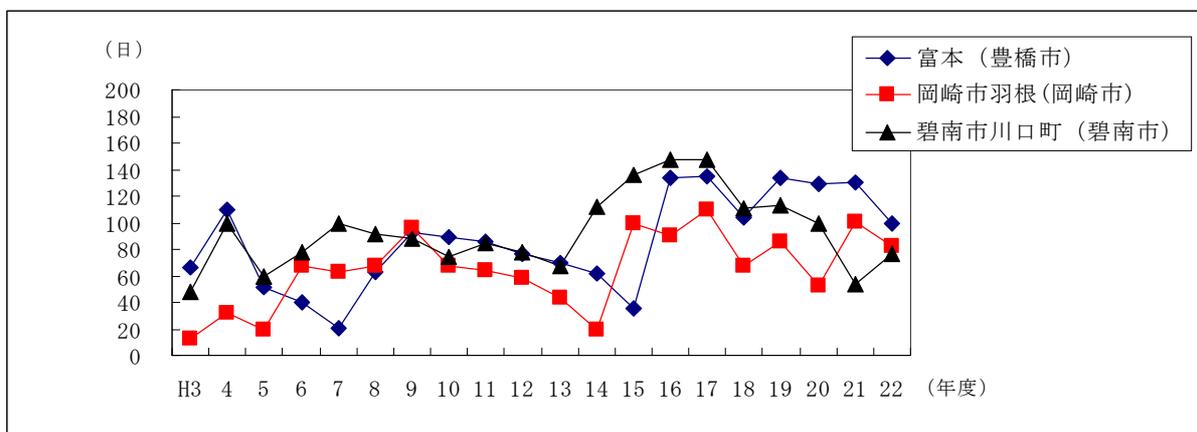
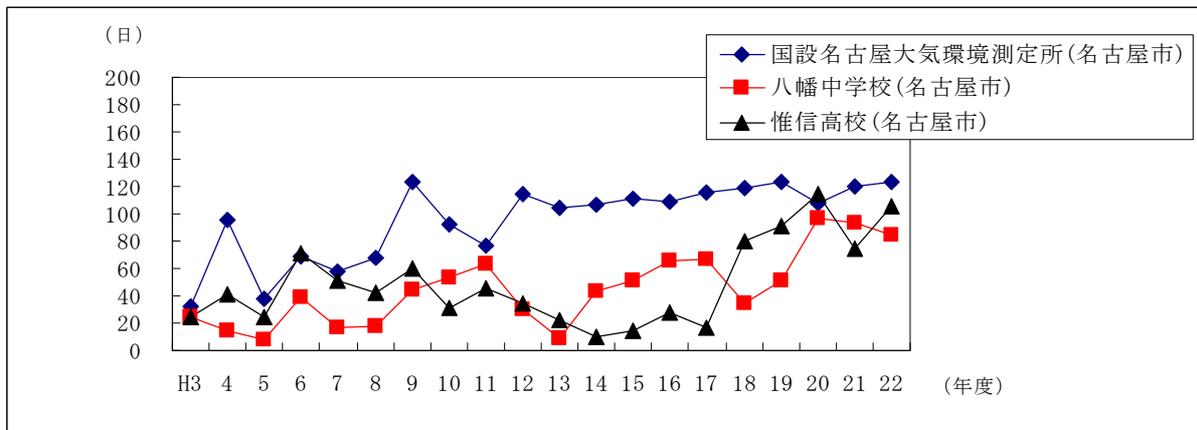
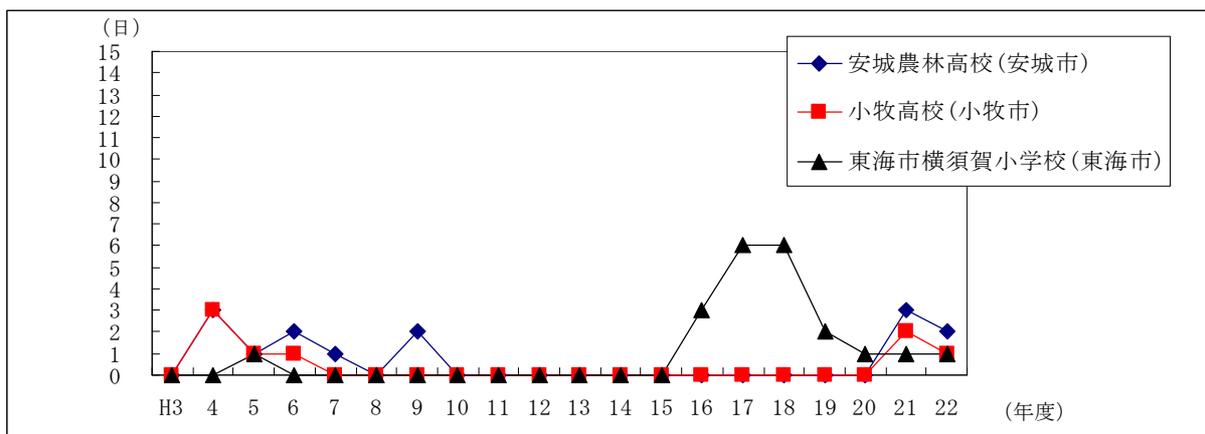
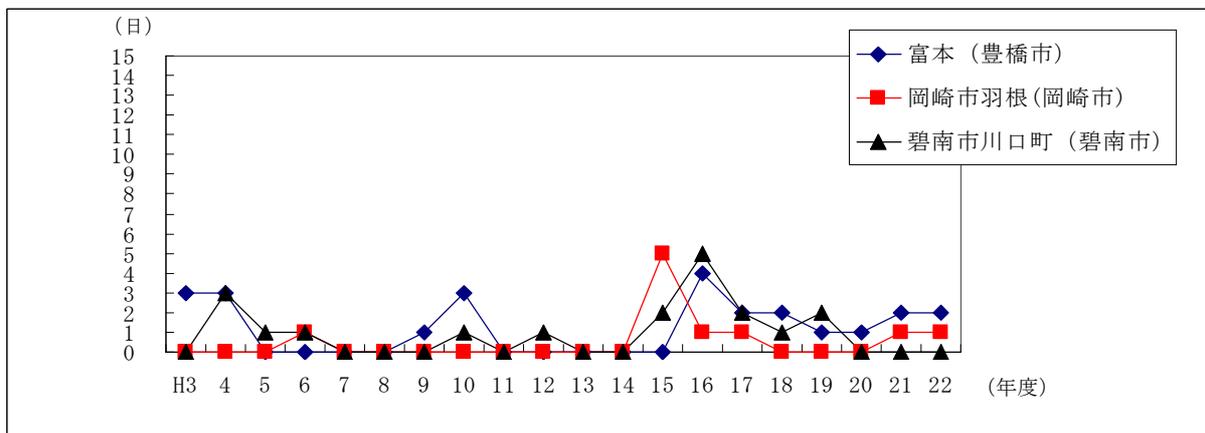
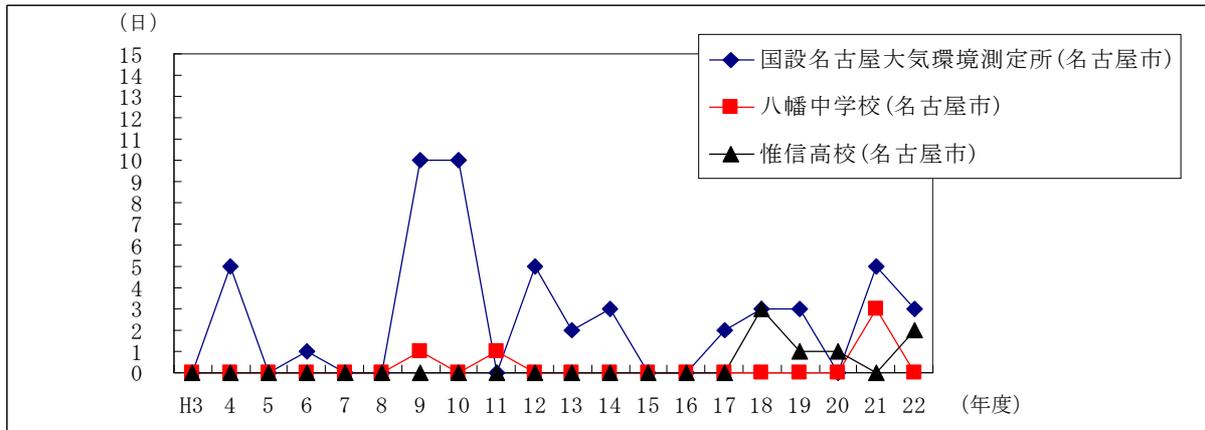


図4-1-4 光化学オキシダント汚染状況の推移
 (昼間の1時間値が0.12ppm以上であった日数)



2 当該課題に係る要因分析

光化学オキシダントの発生には窒素酸化物及び炭化水素が関与していると考えられている。なお、光化学オキシダントについては、その発生機構も複雑で、未だ十分解明されていない部分もある。

3 過去の施策の実施状況及び効果・今後の課題等

(1) 過去の施策の実施状況

光化学オキシダントについては、その原因物質と考えられている窒素酸化物及び炭化水素の排出量を削減するため、大気汚染防止法に基づく排出基準の遵守徹底等を図るとともに、「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」に基づき、工場・事業場対策、自動車対策等各種対策を総合的に推進してきた。

また、炭化水素については、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく炭化水素系物質等を排出する工場に対し、排出基準や構造等の基準を遵守するよう監視・指導を実施しており、さらに、「工場・事業場における揮発性有機化合物排出抑制指針」（平成18年3月策定）を定め、事業者における揮発性有機化合物（VOC）の計画的な排出抑制を推進してきた。

さらに、自動車対策については、最新規制適合車への転換促進、天然ガス自動車等の低公害車の普及促進等を進めてきた。

加えて、光化学スモッグの緊急時対策として、「愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱」に基づき、緊急時協力工場に対しばい煙排出量削減の要請等の措置を実施してきた。

(2) 過去の施策の効果・今後の課題等

これまで前項に示す施策を実施してきたが、光化学オキシダントに係る環境基準の達成率は依然として低い状況にあり、平成22年度は、光化学スモッグによると思われる被害届出人数は12人であった。

このため、今後とも引き続き光化学オキシダントの原因物質と考えられる窒素酸化物や炭化水素の排出抑制を図ることが必要である。

なお、光化学オキシダントについては、その発生機構も複雑で、未だ十分解明されていない部分もあることから、早急な解明と削減対策の確立も必要である。

第2節 自動車交通公害対策

1 主要幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策

(1) 当該課題に係る状況

当地域では、自動車排出ガス測定局15局で二酸化窒素を測定しており、平成22年度における二酸化窒素に係る環境基準の達成状況は表4-2-1のとおりで、国道1号沿道の大平（岡崎市）で環境基準を達成しなかった。

当地域で、平成22年度において環境基準を達成しなかった大平測定局の1日平均値の年間98%値と全15局の自動車排出ガス測定局のその平均値の経年変化は図4-2-1のとおりであり、ここ数年は横ばい又は減少傾向で推移している。

また、同一の測定局における年平均値の経年変化は図4-2-2のとおりであり、ここ数年は横ばいで推移している。

表4-2-1 自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況

番号	測定局	所在地	路線名	平成22年度環境基準達成状況	
				NO ₂ (ppm)	
12	上下水道局北営業所	名古屋市	市道名古屋環状線	0.042	○
13	名塚中学校	名古屋市	市道新名西橋線	0.036	○
14	テレビ塔	名古屋市	市道久屋町線	0.039	○
15	熱田神宮公園	名古屋市	国道19号	0.042	○
16	港陽	名古屋市	国道154号	0.040	○
17	千竈	名古屋市	国道1号	0.039	○
18	元塩公園	名古屋市	国道23号	0.056	○
27	今橋	豊橋市	国道1号	0.033	○
29	朝日	岡崎市	国道1号	0.054	○
30	矢作	岡崎市	国道1号	0.037	○
31	大平	岡崎市	国道1号	0.061	×
32	鴨田	岡崎市	岡崎環状線	0.035	○
36	碧南市文化会館	碧南市	県道平坂福清水線	0.036	○
44	小牧市大気汚染測定局	小牧市	県道高速名古屋小牧線	0.054	○
51	名和町吹付	東海市	伊勢湾岸自動車道	0.049	○

(注) 表中の値は年間98%値である。

○は環境基準達成、×は非達成を表す。

「番号」は表4-1-1及び図4-1-1の地図上の番号と同一。

(資料) 環境部調べ

図 4-2-1 1日平均値の年間98%値の経年変化（二酸化窒素）

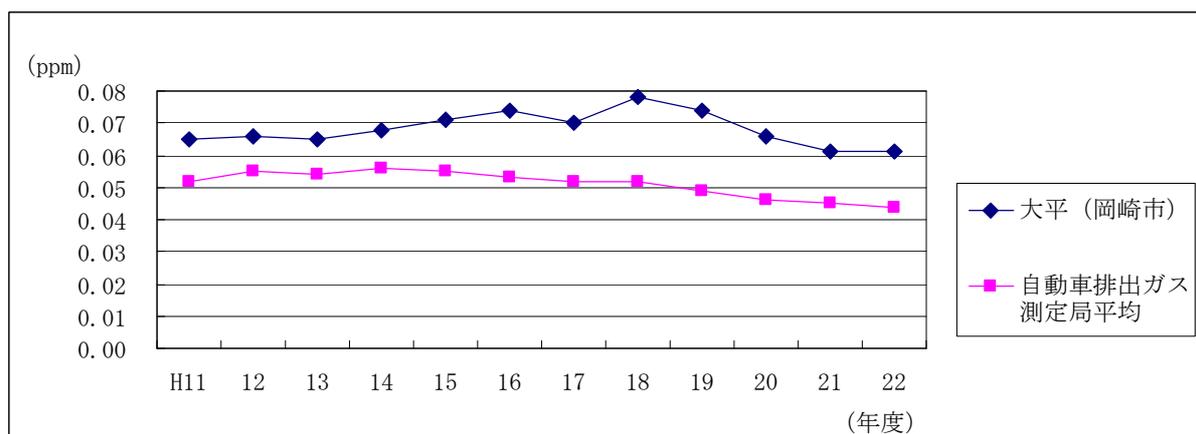
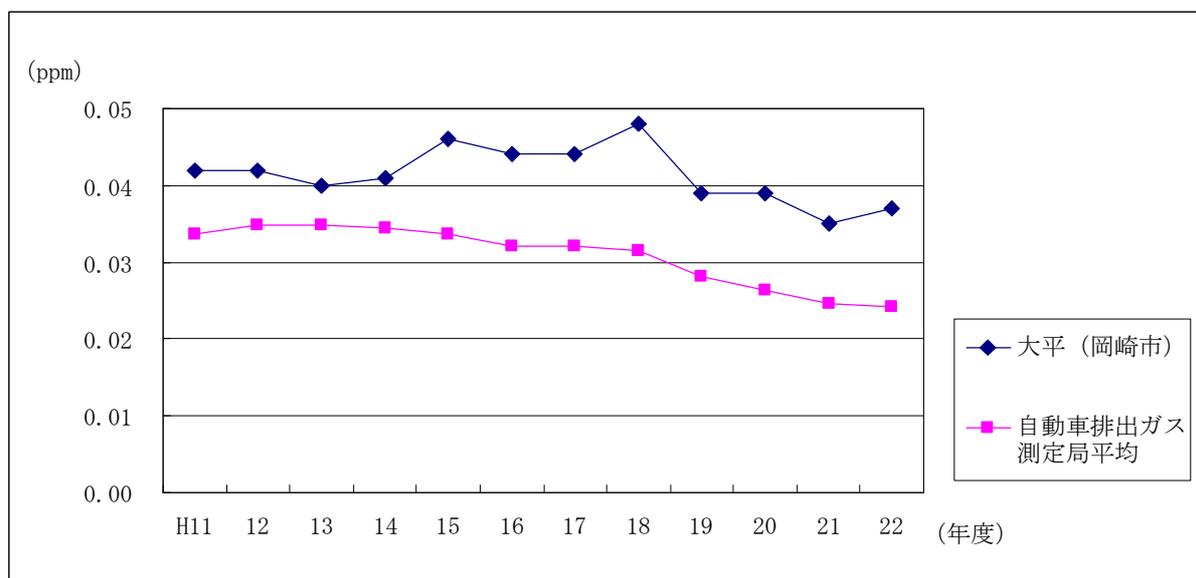


図 4-2-2 年平均値の経年変化（二酸化窒素）



環境基準を達成しなかった自動車排出ガス測定局が設置されている国道1号沿道には5局の測定局が設置されており、平成22年度の環境基準の達成状況は表4-2-2のとおりである。

この5局の1日平均値の年間98%値及び年平均値の経年変化は、図4-2-3及び図4-2-4のとおりであり、ここ数年は横ばい又は減少傾向で推移している。

表 4-2-2 国道1号沿道における自動車排出ガス測定局の状況（二酸化窒素）

番号	測定局	所在地	路線名	平成22年度環境基準達成状況	
				NO ₂ (ppm)	
17	千竈	名古屋市	国道1号	0.039	○
27	今橋	豊橋市	国道1号	0.033	○
29	朝日	岡崎市	国道1号	0.054	○
30	矢作	岡崎市	国道1号	0.037	○
31	大平	岡崎市	国道1号	0.061	×

(注) 表中の値は、年間98%値である。

○は環境基準達成、×は非達成を表す。

「番号」は表4-1-1及び図4-1-1の地図上の番号と同一。

(資料) 環境部調べ

図 4-2-3 国道1号沿道における1日平均値の年間98%値の経年変化（二酸化窒素）

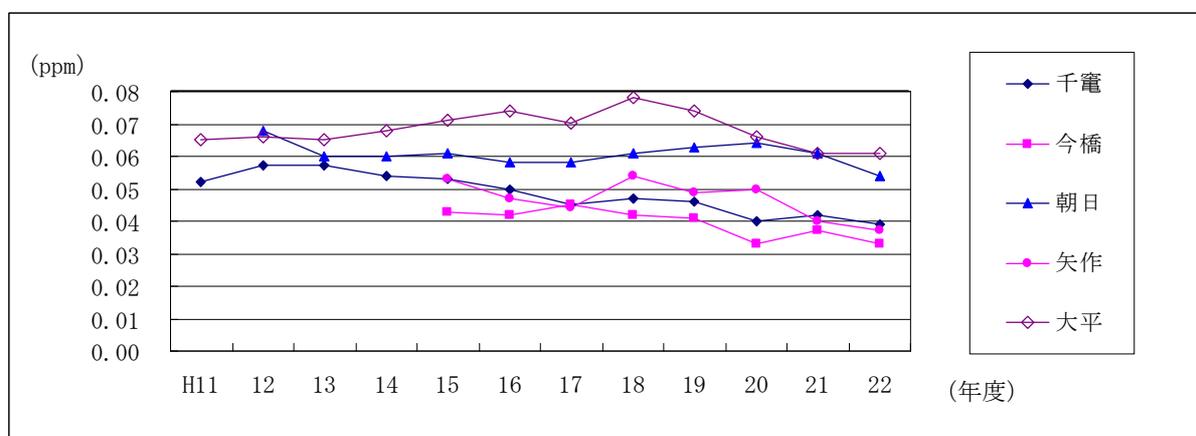
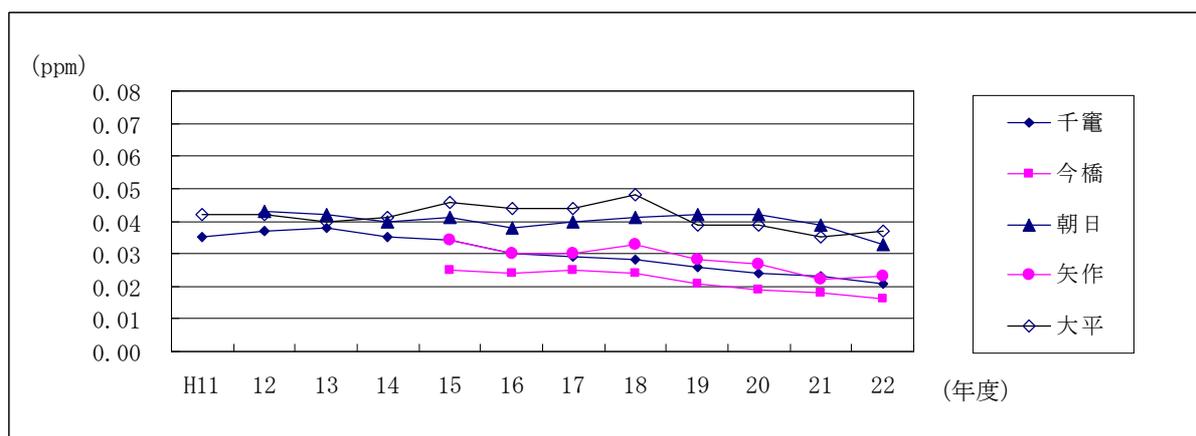


図 4-2-4 国道1号沿道における年平均値の経年変化（二酸化窒素）



(2) 当該課題に係る要因分析

二酸化窒素について環境基準が達成しなかった国道1号の岡崎市大平での交通量は、表4-2-3のとおり平成17年度までは増加傾向にあったが、22年度の調査では減少した。

大型車混入率は、図4-2-5のとおりであり、大型車混入率はほぼ横ばいで推移している。また、混雑時平均旅行速度は図4-2-6のとおりであり、混雑時平均旅行速度は変動があるものの26~40km/hの間で推移している。

表4-2-3 岡崎市大平付近の車種別交通量の推移（平日24時間）

単位：台

調査年	小型車		大型車		合計
	乗用車	小型貨物車	バス	普通貨物車	
H 6	20,603	7,488	221	16,948	45,260
H 9	22,409	6,671	165	18,225	47,470
H11	22,241	5,938	215	19,894	48,288
H17	24,820	5,894	272	19,662	50,648
H22	24,909		17,906		42,815

(注) 調査地点 国道1号（岡崎市本宿町字一里山）

平成22年度の道路交通センサスより、調査区分が小型車と大型車の2区分となった。

出典：道路交通センサス

図4-2-5 岡崎市大平付近での交通量及び大型車混入率の推移

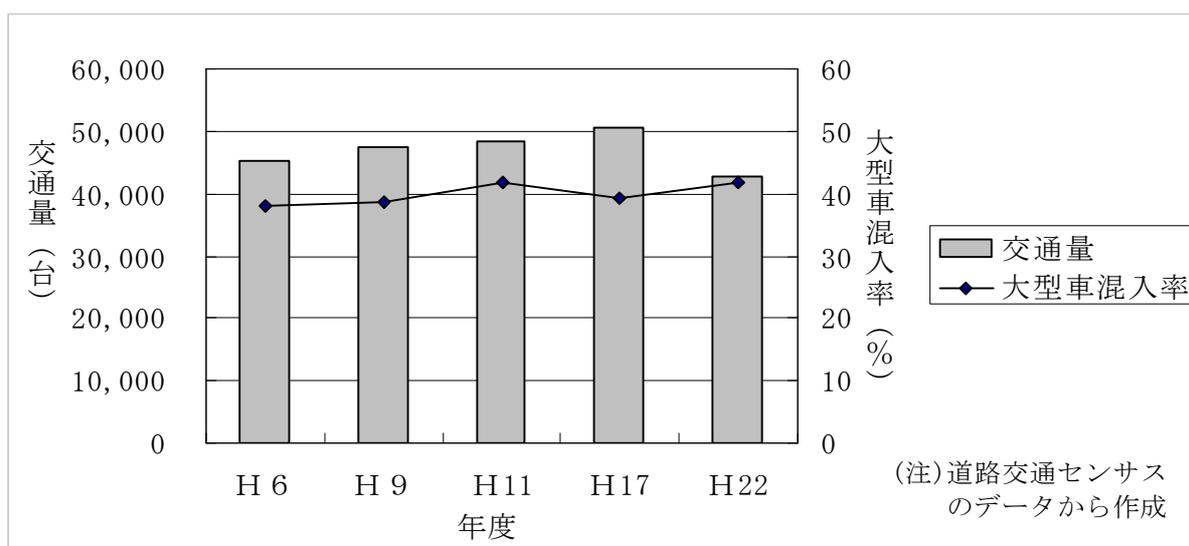
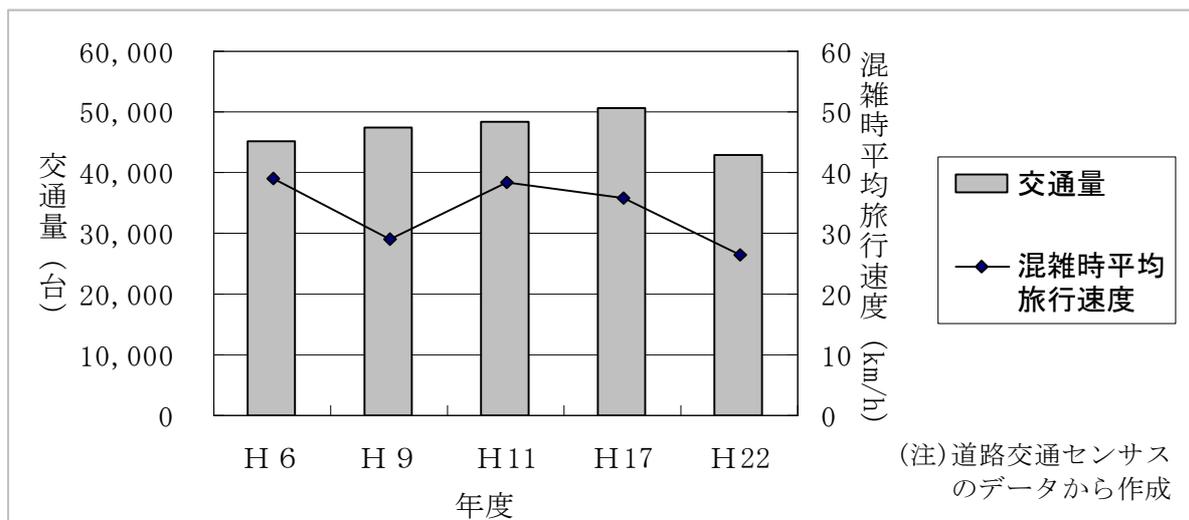


図4-2-6 岡崎市大平付近での交通量及び混雑時平均旅行速度の推移



(3) 過去の施策の実施状況及び効果・今後の課題等

ア 過去の施策の実施状況

(ア) 施策の計画的・総合的な取組

平成13年12月に施行された自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）に基づき、指定された対策地域（本県内では平成13年11月の行政区画で61市町村）において自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減するため、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（以下、本節において「総量削減計画」という。）を平成15年7月に策定し、各種対策を総合的に推進してきた。

平成13年度から21年度までの対策地域内における自動車から排出されたNO_x量並びに17年度（中間目標年度）及び22年度（目標年度）の排出目標量は表4-2-4のとおりであり、目標達成のため、自動車単体対策や自動車NO_x・PM法に基づく車種規制の推進、低公害車の普及促進のための補助や融資などを行ってきた。

また、平成14年10月に全国に先駆けて策定した「あいち新世紀自動車環境戦略」に基づき、エコカー導入作戦、ディーゼル車クリーン作戦など表4-2-5のとおり7つの作戦を掲げ、各作戦ごとに定めた総合的な自動車環境対策により、二酸化窒素の環境基準の早期達成等に取り組んできた。

さらに、平成19年4月には県民の生活環境の保全等に関する条例を改正し、乗用車換算で200台以上の自動車を使用する事業者に対して、一定割合以上の低公害車の導入を義務付けた。

また、国道1号や23号といった幹線道路沿道における環境基準の達成・維持のため、平成22年8月に「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を制定、施行し、個々の荷主等を通じて運送事業者に対し、自動車NO_x・PM法対策地域内において車種規制に適合しない車を使用しないことを求め、一定規模以上の荷主等に状況報告させるなどの仕組みを整え、流入車対策を強化した。

表4-2-4 自動車NOx・PM法の対策地域内における自動車排出NOx量

(単位：トン)

	実績値					中間目標
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	17年度
NOx	27,006	22,447	22,264	19,874	20,900	20,978

	実績値				目標
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
NOx	19,517	17,763	15,228	14,518	12,459

(資料) 環境部調べ

表4-2-5 あいち新世紀自動車環境戦略に掲げる7つの作戦及び数値目標の達成状況

作戦名	目標	数値目標の達成状況
エコカー導入作戦	17年度までにエコカー100万台普及 22年度までにエコカー300万台普及	22年度末現在、エコカー275万台普及
	17年度までにエコステーション65基設置 22年度までにエコステーション200基設置	22年度末現在、エコステーション232基設置
ディーゼル車クリーン作戦	22年度までの早い段階でディーゼル車から排出される粒子状物質の総排出量を半減(対12年度比)	21年度の粒子状物質削減率73.5%(対12年度比)
交通流円滑化・交通量低減作戦	混雑時の旅行速度上昇、渋滞の解消	
道路環境改善作戦	低騒音舗装の敷設、遮音壁及び環境施設帯の設置の積極的推進	
環境監視・情報提供作戦	17年度末までに自動車排出ガス測定局を倍増(13年度末(23局)から20局以上増設)	22年度末現在、40局
緊急対策地域改善作戦	NO ₂ 、SPMの環境基準の早期達成、騒音の環境基準の早期達成	
エコドライブ実践作戦	17年度までにドライバー300万人に啓発活動を実施 22年度までに全てのドライバーに啓発活動を実施し、ドライバー全員がエコドライブを実践	22年度末現在、延べ1,072万人に啓発活動を実施

(資料) 環境部調べ

(イ) 個別対策

A 交通流・交通量対策

物流対策として、トラックターミナルの利用促進を図るとともに、都市間における共同輸配送の推進、適切な輸送機関の選択の促進などに努めてきた。

また、人流対策として自家用自動車から公共交通機関への転換を促進するため、表4-2-6のとおり公共交通機関の整備を実施するとともに、表4-2-7のと

おりパーク・アンド・ライド用駐車場の整備や、駅舎の改良を行うなどの利用者への利便性の向上により公共交通機関への転換促進を図ってきた。

さらに、自動車交通を分散し、流れを円滑化するために、環境保全に配慮しながら、表4-2-8のとおり名古屋第二環状自動車道、伊勢湾岸自動車道、名古屋高速道路、国道23号バイパス等の道路網を整備するとともに、表4-2-9のとおり、連続立体交差化事業を進めてきた。

また、国道1号等の主要幹線道路において、表4-2-10のとおり光ビーコン等からの情報を基に交通管制センターでコントロールする集中制御による信号制御を実施してきた。

表4-2-6 鉄道の整備状況

線名	区間	延長(km)	事業主体	開業年度
地下鉄1号線	中村公園～高畑	3.1	名古屋市	S57
地下鉄2号線	市役所～大曾根	4.6	名古屋市	S46
地下鉄3号線	伏見～八事	8.0	名古屋市	S51
	八事～赤池	5.4		S53
	浄心～伏見	2.9		S56
	庄内緑地公園～浄心	2.7		S59
	上小田井～庄内緑地公園	1.4		H5
地下鉄4号線	金山～新瑞橋	5.7	名古屋市	S48
	大曾根～砂田橋	1.7		H11
	砂田橋～名古屋大学	4.5		H15
	名古屋大学～新瑞橋	5.6		H16
地下鉄6号線	中村区役所～今池	6.3	名古屋市	H元
	今池～野並	8.6		H5
	野並～徳重	4.2		H22
ガイドウェイバス志段味線	大曾根～小幡緑地	6.8	名古屋市 名古屋ガイドウェイバス(株)	H12
愛知環状鉄道線	岡崎～高蔵寺	45.3	愛知環状鉄道(株)	S62
桃花台線	小牧～桃花台東	7.4	桃花台新交通(株)	H2 (H18.10.1 廃止)
城北線	勝川～尾張星の宮	9.3	東海交通事業(株)	H3
名鉄瀬戸線	東大手～栄町	1.5	名古屋鉄道(株)	S53
豊鉄東田本線	井原～運動公園前	0.6	豊橋鉄道(株)	S57
あおなみ線	名古屋～金城埠頭	15.2	名古屋臨海高速鉄道(株)	H16
上飯田連絡線	味鋤～平安通	3.1	上飯田連絡線(株)	H14
東部丘陵線	藤が丘～八草	8.9	愛知高速交通(株)	H16

(注) 昭和46年度から平成22年度までの開業のものを示した。

(資料) 地域振興部、名古屋市調べ

表4-2-7 パーク・アンド・ライド利用に対応する駐車場の整備状況

駐車場名	総駐車 台数	都市名	最寄駅名
引山パーク・アンド・ライド駐車場※	50	名古屋市	引山バスターミナル (基幹バス新出来町線)
上社パーク・アンド・ライド駐車場	144	名古屋市	上社駅 (地下鉄東山線)
上社南パーク・アンド・ライド駐車場	51	名古屋市	上社駅 (地下鉄東山線)
上社駅南駐車場	71	名古屋市	上社駅 (地下鉄東山線)
アクロス小幡パーキング	25	名古屋市	小幡駅 (名鉄瀬戸線)
名古屋市認定パーク・アンド・ライド駐車場(33か所)	1,196	名古屋市	藤が丘駅 (地下鉄東山線) 有松駅・鳴海駅・左京山駅 (名鉄名古屋本線) 平針駅・上小田井駅 (地下鉄鶴舞線) 味鋺駅 (名鉄小牧線) 新守山駅 (JR中央線) 川村駅・小幡緑地駅 (ゆとりーとライン) 大森・金城学院前駅 (名鉄瀬戸線) 徳重駅 (地下鉄桜通線) 南大高駅 (JR東海道本線) 荒子川公園駅・稲永駅 (あおなみ線) 伏屋駅・戸田駅 (近鉄名古屋線) 春田駅 (JR関西本線) 上小田井駅 (城北線)
駅前大通第1駐車場 始め6か所	1,447	豊橋市	豊橋駅 (JR東海道本線、名鉄名古屋本線)
吹矢駐車場始め2か所	317	岡崎市	東岡崎駅 (名鉄名古屋本線)
碧南中央駅公共駐車場 始め4か所	205	碧南市	碧南中央駅、碧南駅、北新川駅 (名鉄三河線)
安城駅西駐車場15か所	1,808	安城市	安城駅 (JR東海道本線) 三河安城駅 (東海道新幹線、JR東海道本線) 新安城駅 (名鉄名古屋本線)
小牧駅地下駐車場 始め4か所	845	小牧市	小牧駅 (名鉄小牧線)

(注) 平成23年3月末現在

(資料) 建設部、名古屋市調べ

※引山パークアンドライド駐車場は平成23年3月31日に廃止。

表 4-2-8 バイパス等の整備状況

道路名	事業区間	事業主体	供用延長 (km)	供用時期	
東名高速道路	岡崎 I C ~ 小牧 I C	中日本高速道路株式会社	53.3	S 43	
	静岡県境 ~ 岡崎 I C		35.0	S 44	
名神高速道路	小牧 I C ~ 一宮 I C	中日本高速道路株式会社	8.3	S 40	
中央自動車道	岐阜県境 ~ 小牧 J C T	中日本高速道路株式会社	10.9	S 47	
東名阪自動車道	名古屋西 I C ~ 蟹江 I C	中日本高速道路株式会社	2.8	S 54	
	名古屋西 J C T ~ 名古屋西 I C		0.8	S 61	
名古屋第二環状自動車道	清洲東 I C ~ 名古屋西 J C T		8.5	S 63	
	勝川 I C ~ 清洲東 I C		8.5	H 3	
	名古屋 I C ~ 勝川 I C		11.3	H 5	
	高針 J C T ~ 上社 J C T		2.7	H 15	
	名古屋南 J C T ~ 高針 J C T		12.7	H 22	
伊勢湾岸自動車道	名港西大橋 (I 期線)		中日本高速道路株式会社	(2.9)	S 60
	名古屋南 I C ~ 飛島 I C			11.2	H 10
	豊明 I C ~ 名古屋南 I C			5.3	H 15
	豊田 J C T ~ 豊田南 I C	7.6		H 16	
東海環状自動車道	豊田東 J C T ~ 岐阜県境	中日本高速道路株式会社	30.2	H 17	
名古屋高速道路	名古屋西 J C T ~ 吹上	名古屋高速道路公社	10.0	S 63	
	吹上 ~ 四谷 (西行き)		3.5	H 12	
	吹上 ~ 四谷 (東行き)		3.0	H 13	
	四谷 ~ 高針 J C T		3.6	H 14	
	東新町 ~ 大高		13.9	S 60	
	楠 J C T ~ 萩野		2.3	H 3	
	萩野 ~ 東新町		4.3	H 7	
	大高 ~ 名古屋南 J C T		0.1	H 14	
	名駅 ~ 山王		1.8	S 63	
	明道町 ~ 名駅		1.1	H 6	
	山王 ~ 六番北		2.8	H 22	
	明道町 ~ 丸の内		0.6	H 6	
	丸の内 ~ 東片端		1.6	H 7	
山王 ~ 鶴舞南	2.3	S 63			
明道町 J C T ~ 清洲 J C T	7.0	H 19			
楠 J C T ~ 小牧南	5.4	H 12			
小牧南 ~ 小牧 I C	2.8	H 13			
小牧北入口	—	H 14			
清洲 J C T ~ 一宮	8.9	H 17			

道路名	事業区間	事業主体	供用延長 (km)	供用時期
一般国道23号 名四バイパス	名古屋南 I C ~ 豊明 I C	国	5.8	S44
一般国道23号 知立バイパス	豊明 I C ~ 安城西尾 I C	国	16.4	H元
一般国道23号 岡崎バイパス	安城西尾 I C ~ 幸田芦谷 I C	国	14.6	H18
一般国道23号 豊橋バイパス	東三河 I C (仮称) ~ 野 依 I C	国	13.4	H15
一般国道23号 豊橋東バイパス	野依 I C ~ 東細谷 I C (仮称)	国	2.3	H18
一般国道153号豊 田西バイパス	名古屋市 ~ 豊田市	国	13.3	H18
一般国道302号	名古屋市中川区 ~ 中川区	国	47.7 10.1 0.8	H14 H22 未定
県道岡崎碧南線	岡崎市	愛知県	2.9	H8
主要地方道 東三河環状線	豊橋市他	愛知県	20.5 3.5	H16 H22

(注) 1 平成23年3月末現在

2 表中の供用時期は直近に供用した(部分供用含む)年度を記載

(資料) 中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、中部地方整備局、建設部調べ

表4-2-9 連続立体交差化事業実施状況

線名	所在地	工事延長(km)	踏切除却数	年度
J R 東海東海道本線	名古屋市南区	1.4	2	S46~52
	〃 緑区	2.2	5	S46~53
名鉄常滑線	名古屋市南区	2.3	15	S50~60
名鉄瀬戸線	名古屋市東区	1.8	11	S50~58
	〃 〃	2.4	13	S58~H3
名鉄犬山線	名古屋市西区	1.9	6	S56~H5
名鉄西尾線	安城市	1.5	6	S52~56
名鉄小牧線	小牧市	2.5	10	S54~H元
名鉄常滑線	東海市	2.0	9	S50~H5
名鉄河和線	東海市	1.9	5	H4~12
J R 東海関西本線	名古屋市中村区	3.5	8	H5~18
近鉄名古屋線	〃 中川区	3.4	7	H5~18
名鉄名古屋本線	名古屋市緑区	2.3	7	H5~19

(注) 平成23年3月末現在

(資料) 建設部、名古屋市調べ

表 4-2-10 信号機の高度化等の整備状況

制御種別等	基数
光ビーコン	4,563
集中制御	4,080

(注1) 愛知県全域の基数

(注2) 平成23年3月末現在

(資料) 警察本部調べ

B 監視・測定

沿道の二酸化窒素等の大気汚染の状況についての的確に把握するため、測定局による常時監視及び大気汚染測定車による測定を継続実施するとともに、機器の測定精度の維持向上を図るなど測定体制の充実を図ってきた。

イ 過去の施策の効果・今後の課題等

総量削減計画対策地域内における自動車排出NO_x量は表4-2-4のとおり順調に減少しており、これは同計画に定めた各種対策の効果が表れたことによるものと考えられる。

しかし、国道1号の一部の自動車排出ガス測定局では、二酸化窒素の環境基準を達成していないため、今後も引き続き関係機関と連携して対策の推進を図る必要がある。

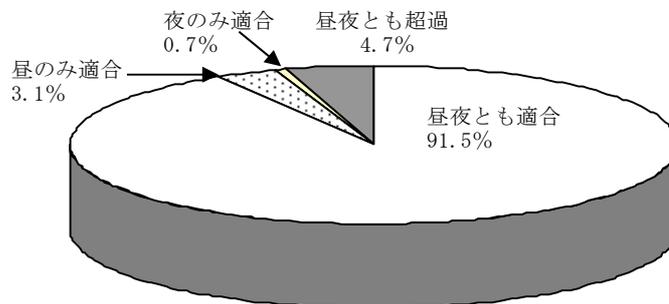
2 主要幹線道路沿道の自動車騒音対策

(1) 当該課題に係る状況

平成22年度における道路に面する地域に係る環境基準については、当地域において評価の対象とした住居等298,910戸のうち、25,369戸(8.5%)が達成しなかった。

道路に面する地域に係る環境基準達成状況を図4-2-7に示す。

図 4-2-7 道路に面する地域に係る環境基準達成状況の評価結果 (平成22年度)



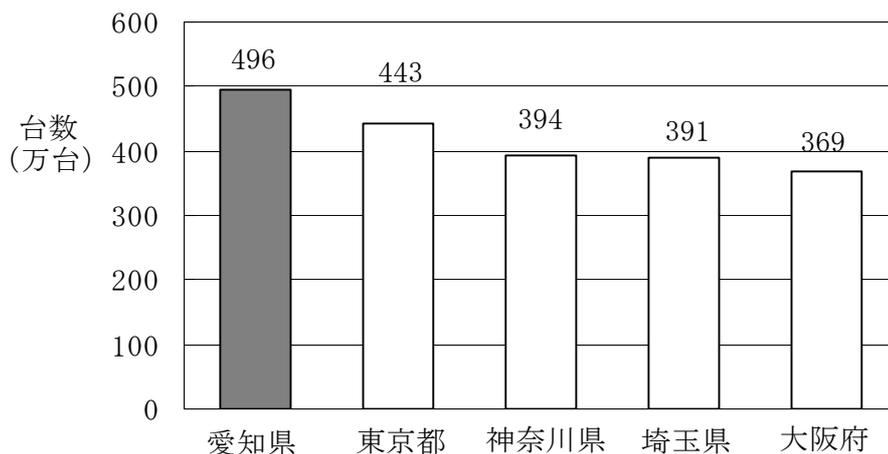
(資料) 環境部調べ

(2) 当該課題に係る要因分析

愛知県は自動車保有台数が全国第一位（図4-2-8）であり、他の大都市圏と比較すると自家用車への依存率が高い（図4-2-9）地域である。

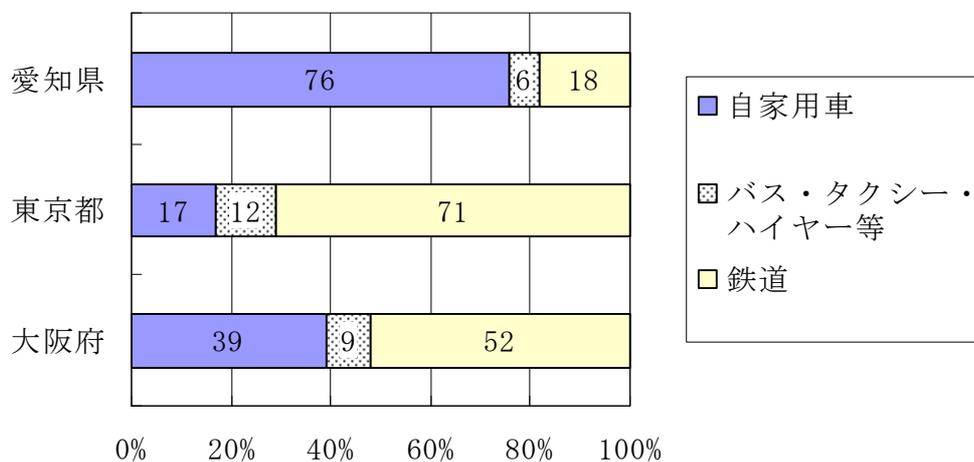
また、自動車交通量は図4-2-10に示すとおり平成17年度まで増加傾向にあったが、22年度の調査では減少した。

図4-2-8 愛知県の自動車保有台数（平成23年3月末現在）



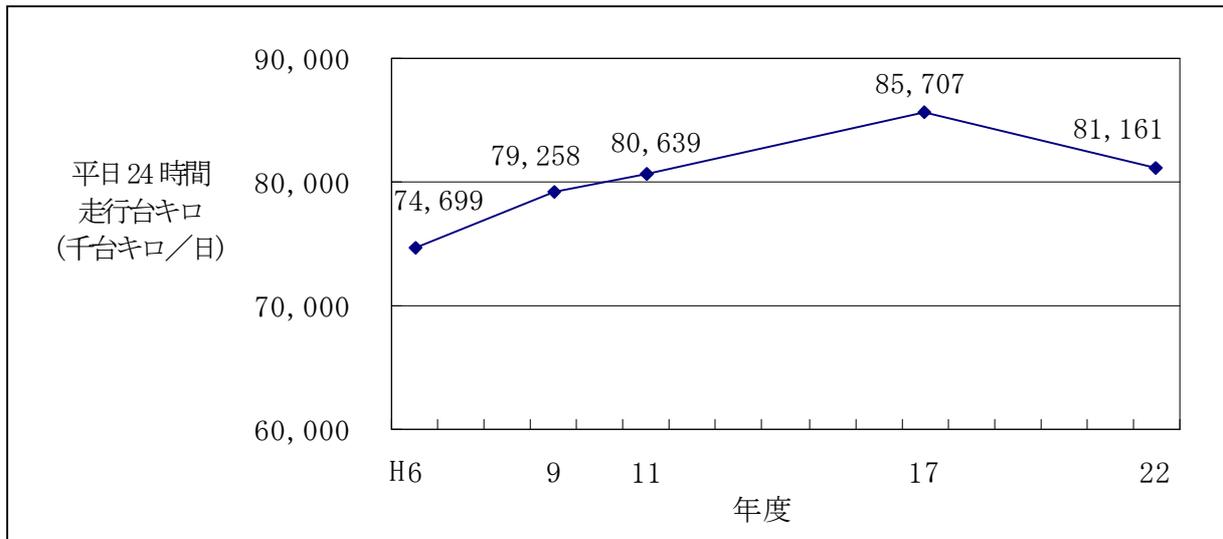
出典：自動車保有車両数（財団法人自動車検査登録協力会）

図4-2-9 愛知県における自家用車への依存率（平成21年度）



出典：旅客地域流動調査（国土交通省）

図 4-2-10 愛知県内の走行台キロ推移（名古屋市の一般市道除く）



出典：道路交通センサス

（3）過去の施策の実施状況及び効果・今後の課題等

ア 過去の施策の実施状況

本県における自動車騒音に係る過去の施策の実施状況は、以下のとおりである。

（ア）施策の計画的・総合的な取組

「あいち新世紀自動車環境戦略」に基づき、道路環境改善作戦など表4-2-5のとおり7つの作戦を掲げ、各作戦に定めた総合的な自動車環境対策に取り組んできた。

（イ）交通流・交通量対策

本節1（3）ア（イ）A「交通流・交通量対策」参照

（ウ）道路構造対策

沿道における自動車騒音等を緩和するため、表4-2-11、表4-2-12のとおり逐次遮音壁や特殊吸音ルーバーを設置するとともに、表4-2-13のとおり環境施設帯を整備してきた。

また、騒音が著しい区間については、表4-2-14のとおり低騒音舗装を敷設してきた。

表4-2-11 遮音壁の設置状況

道路名	区間	遮音壁の設置延長(km)
東名高速道路	静岡県境～小牧 I C	88.8
名神高速道路	小牧 I C～岐阜県境	29.0
中央自動車道	小牧 J C T～岐阜県境	4.3
東名阪自動車道	三重県境～名古屋西 J C T	11.9
名古屋第二環状自動車道	名古屋西 J C T～名古屋南 I C・名古屋 I C	68.5
伊勢湾岸自動車道	豊田東 J C T～三重県境	53.2
東海環状自動車道	豊田東 J C T～岐阜県境	14.3
東海北陸自動車道	一宮 J C T～岐阜県境	18.4
名古屋高速道路	高速1号(名古屋西～高針)	27.4
	高速2号(楠～名古屋南)	62.9
	高速3号(清洲～六番北)	32.1
	高速分岐2号(明道町～東片端)	3.9
	高速分岐3号(山王～鶴舞南)	5.9
	高速名古屋小牧線(楠～小牧)	14.9
	高速清洲一宮線(清洲～一宮)	17.4
国道1号	豊橋市～海部郡弥富町	21.5
国道23号	西尾市～海部郡弥富町	38.6
国道41号	名古屋市北区東区白壁～北区萩野通	3.1
国道302号	名古屋市千種区～中川区	53.0
市道鏡ヶ池線	名古屋市千種区千種通～四谷通	2.1
県道鳥ヶ地新田名古屋線	名古屋市中村区～中川区	1.8

(注) 1 平成23年3月末現在

2 設置延長には、ランプ・I C部等を含む。

(資料) 中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、中部地方整備局、名古屋市調べ

表4-2-12 特殊吸音ルーパールの設置状況

道路名	区間	特殊吸音ルーパールの設置延長(km)
名古屋第二環状自動車道	名古屋西 J C T～名古屋南 I C・名古屋 I C	11.1

(注) 平成23年3月末現在

(資料) 中日本高速道路株式会社調べ

表4-2-13 環境施設帯の整備状況

道路名	区間	延長 (km)
一般国道1号	岡崎市本宿町～安城市今本町	5.8
一般国道23号	名古屋市港区藤前～緑区大高町	4.5
一般国道302号	名古屋市中川区～中川区	79.8
市道名古屋環状2号線	名古屋市中東区	0.3

(注) 平成23年3月末現在

(資料) 中部地方整備局調べ

表4-2-14 低騒音舗装の敷設状況

道路名	区間	延長 (km)
東名高速道路	静岡県境～小牧 I C	109.7
名神高速道路	小牧 I C～岐阜県境	43.8
中央自動車道	小牧 J C T～岐阜県境	11.7
東名阪自動車道	三重県境～名古屋西 J C T	4.4
名古屋第二環状自動車道	名古屋西 J C T～名古屋南 I C・名古屋 I C	29.2
伊勢湾岸自動車道	豊田東 J C T～三重県境	42.0
東海環状自動車道	豊田東 J C T～岐阜県境	29.9
東海北陸自動車道	一宮 J C T～岐阜県境	6.2
名古屋高速道路	高速1号 (名古屋西～高針)	19.6
	高速2号 (楠～名古屋南)	26.6
	高速3号 (清洲～六番北)	22.5
	高速分岐2号 (明道町～東片端)	2.2
	高速分岐3号 (山王～鶴舞南)	2.3
	高速名古屋小牧線 (楠～小牧)	1.0
国道1号	豊橋市～海部郡弥富町	135.9
国道19号	名古屋市熱田区～春日井市	20.3
国道22号	名古屋市西区～一宮市	25.9
国道23号 (豊橋 B P)	豊橋市野依町～豊橋市神野神田町	105.7
国道23号	西尾市～海部郡弥富町	
国道41号	名古屋市東区～犬山市	39.8
国道155号	知立市～一宮市	26.7
国道248号	岡崎市岩津町～仁木町	1.3
国道302号	名古屋市中川区～港区	60.1
名古屋市道等 (国道247号 他)	市内一円	96.6

(注) 平成23年3月末現在

(資料) 中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、中部地方整備局、建設部、名古屋市調べ

(エ) 監視・測定

自動車騒音について、実態の把握を行うため、定期的な測定を行うとともに、測定機器の整備を図ってきた。

(オ) その他

国道1号については、平成10年度より関係省庁（国土交通省、経済産業省）と愛知県、愛知県警察本部、岡崎市、安城市、（社）愛知県自動車会議所、（社）愛知県トラック協会が連携して「国道1号岡崎地区道路交通騒音対策推進連絡会」及び「国道1号安城地区道路交通騒音対策推進連絡会」を組織している。

本連絡会において、沿道環境改善に向けた対策の検討を重ね、平成12年6月30日に「沿道環境改善プログラム」を策定し、その後各関係機関が対策を実施してきた。

イ 過去の施策の効果・今後の課題等

アに示した施策の実施により環境基準の達成率が上昇してきているが、未だ環境基準を達成していない地域があるため、今後も引き続き自動車騒音に係る総合的な対策を推進していく。

第3節 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁対策

1 当該課題に係る状況

（1）河川

当地域において環境基準の類型指定がされている河川は31水域であり、名古屋市内水域の天白川及び境川水域の新川でBODが環境基準を達成しなかった（表4-3-1及び図4-3-1参照）。

天白川及び新川においては、環境基準を達成する年度もあるが、継続的な環境基準の達成には至っていない（図4-3-2、3）。

表4-3-1 河川BODの環境基準達成状況（平成22年度）

No.	水域名	範囲	環境基準点	類型	環境基準 (mg/l)	BOD 75%値 (mg/l)	達成 状況	関係市
1	日光川	全域	日光大橋	E	10	4.0	○	名古屋市
2	新川下流	新橋より下流	萱津橋	E	10	3.7	○	名古屋市
3	五条川下流	待合橋より下流	待合橋	E	10	2.0	○	小牧市
4	庄内川中流 (2)	水野川合流点 から水分橋より	大留橋 水分橋	D	8	2.4 7.6	○	名古屋市
5	庄内川下流	水分橋より下流	枇杷島橋	D	8	3.7	○	名古屋市
6	矢田川上流	大森橋より下流	大森橋	D	8	6.4	○	名古屋市
7	矢田川下流	大森橋より下流	天神橋	D	8	5.1	○	名古屋市
8	荒子川	全域	荒子川 ポンプ所	E	10	6.0	○	名古屋市
9	中川運河	全域	東海橋	E	10	8.9	○	名古屋市
10	堀川	全域	港新橋	D	8	4.9	○	名古屋市
11	山崎川	全域	道德橋	D	8	4.2	○	名古屋市
12	天白川	全域	千鳥橋	C	5	5.4	×	名古屋市
13	猿渡川	全域	三ツ又橋	D	8	3.9	○	安城市
14	稗田川	全域	稗田橋	C	5	2.9	○	碧南市 安城市
15	高浜川	全域	高浜橋	C	5	2.4	○	碧南市
16	新川	全域	水門橋	C	5	5.2	×	碧南市
17	長田川	全域	潭水橋	C	5	2.9	○	碧南市 安城市
18	半場川	全域	坂下橋	C	5	2.1	○	安城市
19	朝鮮川	全域	坂下小橋	C	5	3.0	○	安城市
20	矢作川下流	明治用水頭首工 より下流	岩津天神橋 米津大橋	B	3	0.7 0.6	○	岡崎市 碧南市 安城市

No.	水域名	範囲	環境基準点	類型	環境基準 (mg/l)	BOD 75%値 (mg/l)	達成 状況	関係市
21	巴川	全域	細川頭首工	A	2	1.0	○	岡崎市
22	乙川上流	岡崎市取水口 より上流	岡崎市上水 道取入口	A	2	0.9	○	岡崎市
23	乙川下流	岡崎市取水口 より下流	占部用水 取入口	B	3	1.5	○	岡崎市
24	鹿乗川	全域	米津小橋	C	5	3.5	○	岡崎市 碧南市 安城市
25	男川	全域	学校橋	A	2	0.9	○	岡崎市
26	雨山川及び 乙女川下流	雨山川全域及び 雨山川合流点よ り下流の乙女川	ツノジ橋	A	2	0.7	○	岡崎市
27	豊川中流	宇連川合流点から 豊橋市下条上水道 取水地点まで	江島橋	A	2	0.7	○	豊橋市
28	豊川下流	下条上水道取水 地点より下流	吉田大橋	B	3	0.9	○	豊橋市
29	豊川放水路	全域	小坂井大橋	C	5	2.2	○	豊橋市
30	佐奈川	全域	柳橋	D	8	2.4	○	豊橋市
31	梅田川	全域	御厩橋	C	5	3.5	○	豊橋市

図4-3-1 河川BOD・湖沼COD環境基準達成状況（平成22年度）

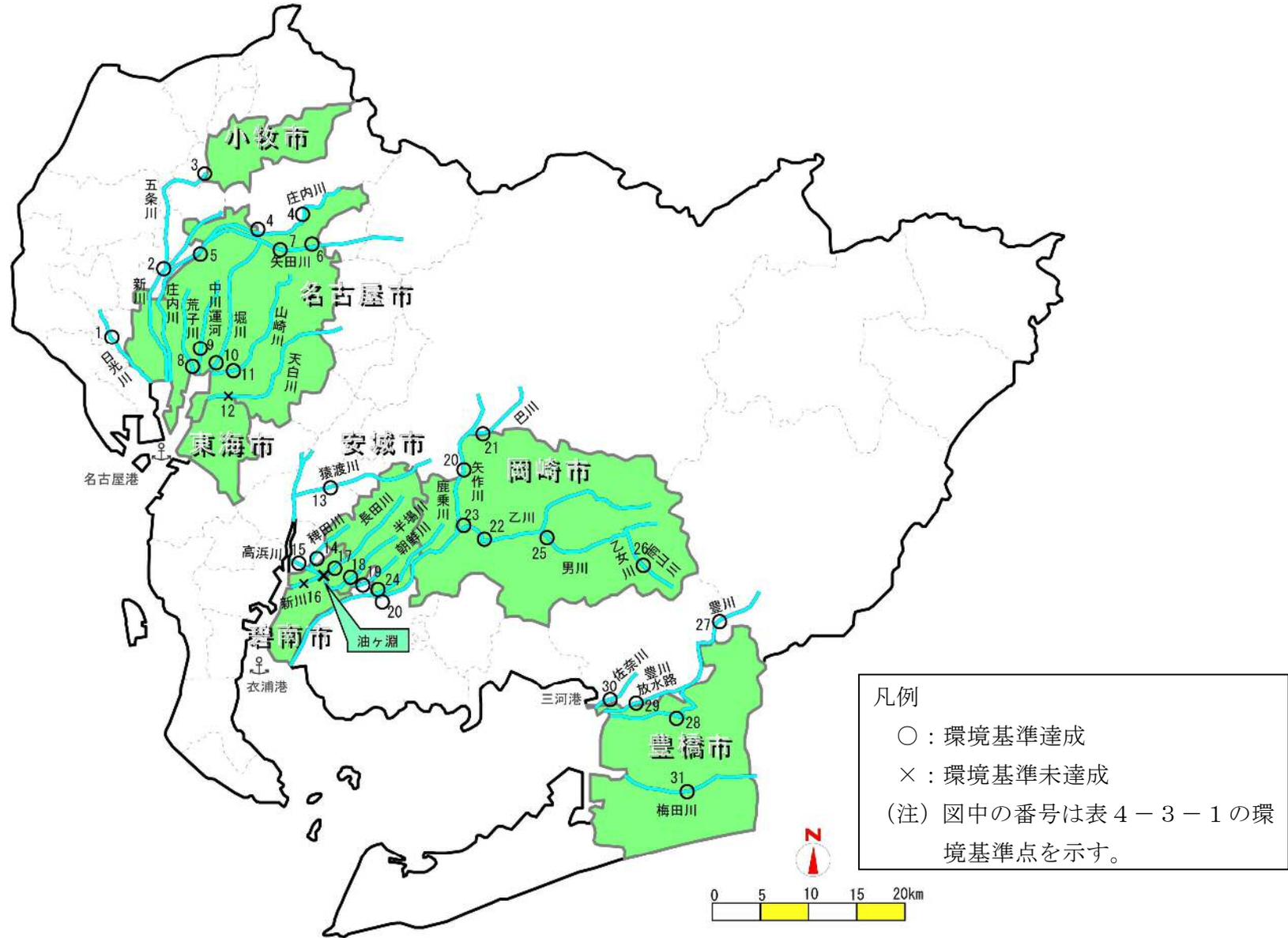


図4-3-2 天白川におけるBOD75%値の推移

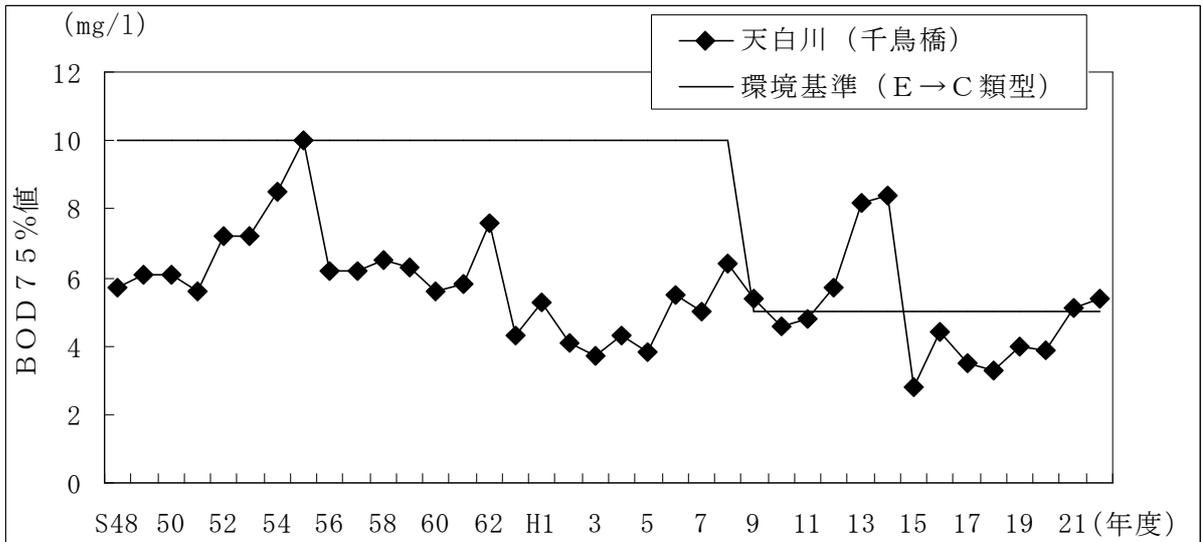
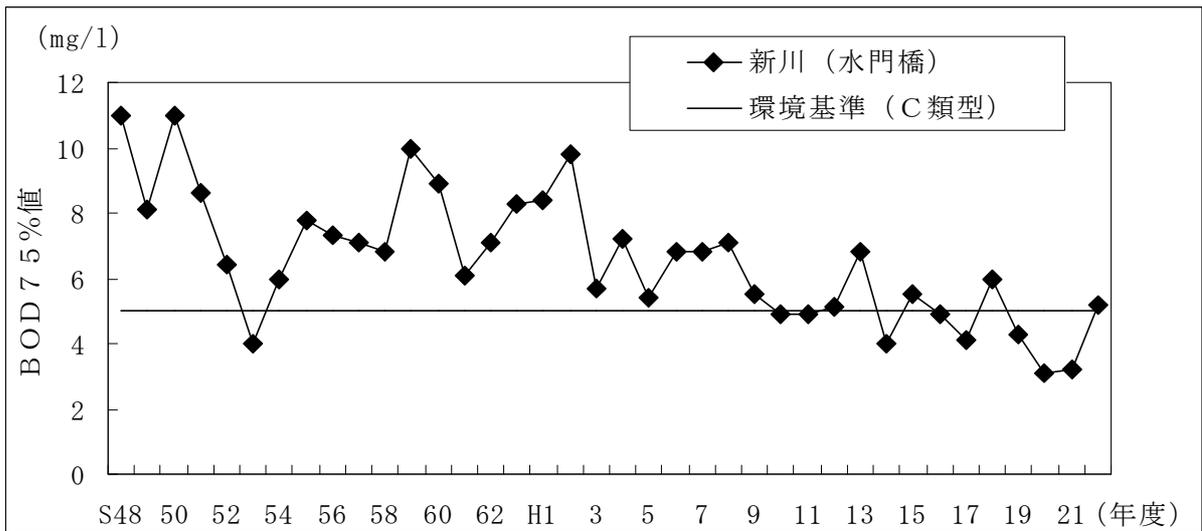


図4-3-3 新川におけるBOD75%値の推移



(2) 海域

当地域において、環境基準の類域指定がされている海域は、CODについては5水域、全窒素及び全りんについては4水域あり、平成22年度の各水域の環境基準達成状況は表4-3-2～4及び図4-3-4、5のとおりである。

表4-3-2 海域のCODに関する環境基準達成状況（平成22年度）

水域区分	水域名	地点	類型	環境基準 (mg/l)	COD 75%値 (mg/l)	達成 状況	関係市
伊勢湾	名古屋港 (甲)	N-1	C	8	4.2	○	名古屋市 東海市
		N-2			4.0		
		N-3			3.7		
衣浦湾	衣浦港 南部	K-2	C	8	5.5	○	碧南市
		K-3			4.5		
	衣浦湾	K-4	A	2	3.9	×	碧南市
		K-5			3.1		
		K-6			3.1		
渥美湾	神野・田原 地先海域	A-3	C	8	5.3	○	豊橋市
		A-4			4.7		
	渥美湾 (甲)	A-5	B	3	3.8	×	豊橋市
		A-6			4.7		

(資料) 環境部調べ

表4-3-3 海域の全窒素に関する環境基準達成状況（平成22年度）

水域名	類型	環境基準 (mg/L)	全窒素 年平均値 (mg/L)	達成 状況	関係市
伊勢湾 (イ)	IV	1	0.57	○	名古屋市、東海市
三河湾 (イ)	IV	1	0.54	○	碧南市
三河湾 (ロ)	III	0.6	0.43	○	豊橋市
三河湾 (ハ)	II	0.3	0.36	×	碧南市

(注) 平均値は水域内の各基準点における年間平均値の全地点平均値である。

(資料) 環境部調べ

表4-3-4 海域の全りんに関する環境基準達成状況（平成22年度）

水域名	類型	環境基準 (mg/L)	全りん 年平均値 (mg/L)	達成 状況	関係市
伊勢湾 (イ)	IV	0.09	0.060	○	名古屋市、東海市
三河湾 (イ)	IV	0.09	0.067	○	碧南市
三河湾 (ロ)	III	0.05	0.042	○	豊橋市
三河湾 (ハ)	II	0.03	0.032	×	碧南市

(注) 平均値は水域内の各基準点における年間平均値の全地点平均値である。

(資料) 環境部調べ

図4-3-4 海域CODに関する環境基準達成状況（平成22年度）

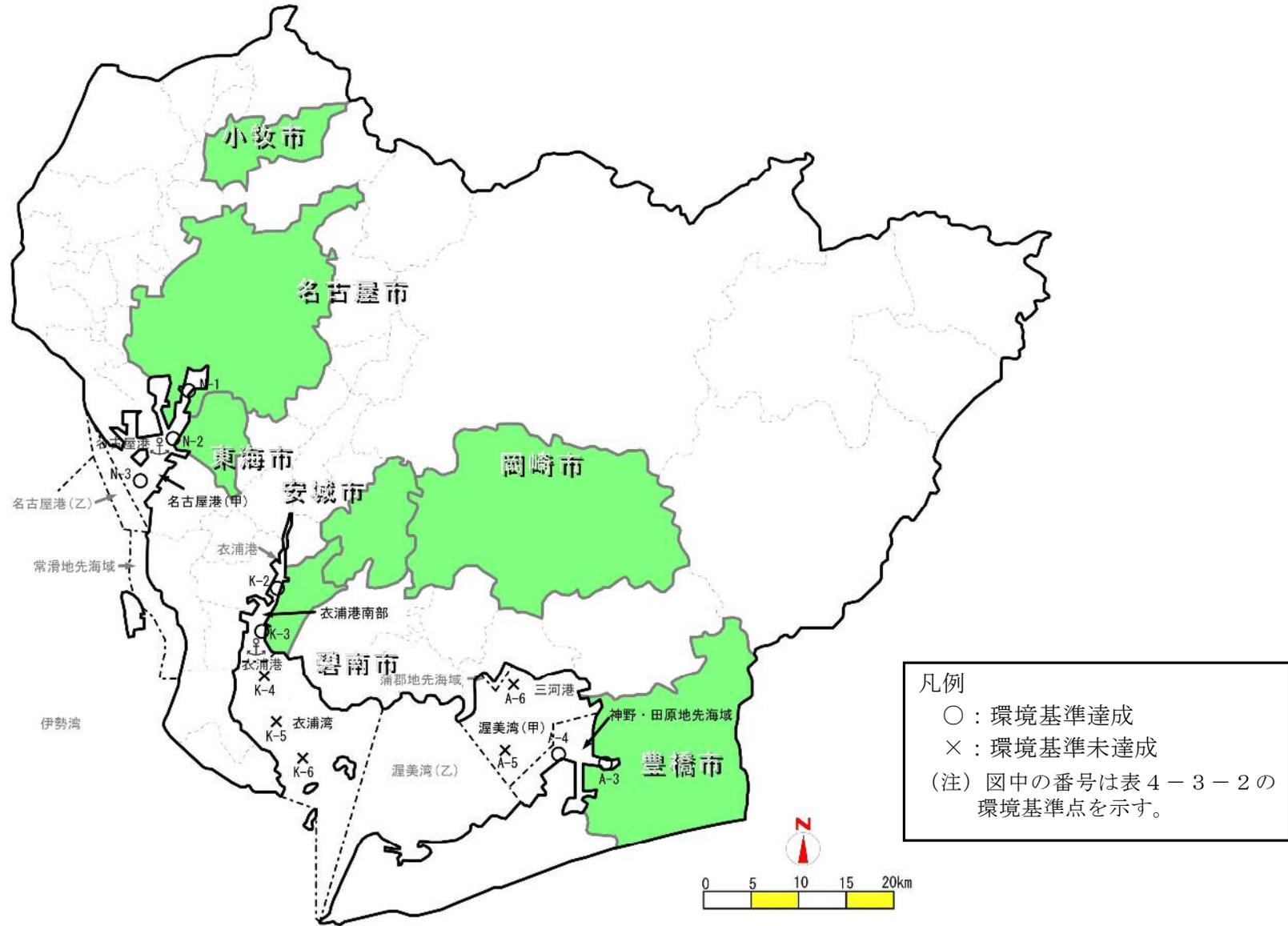
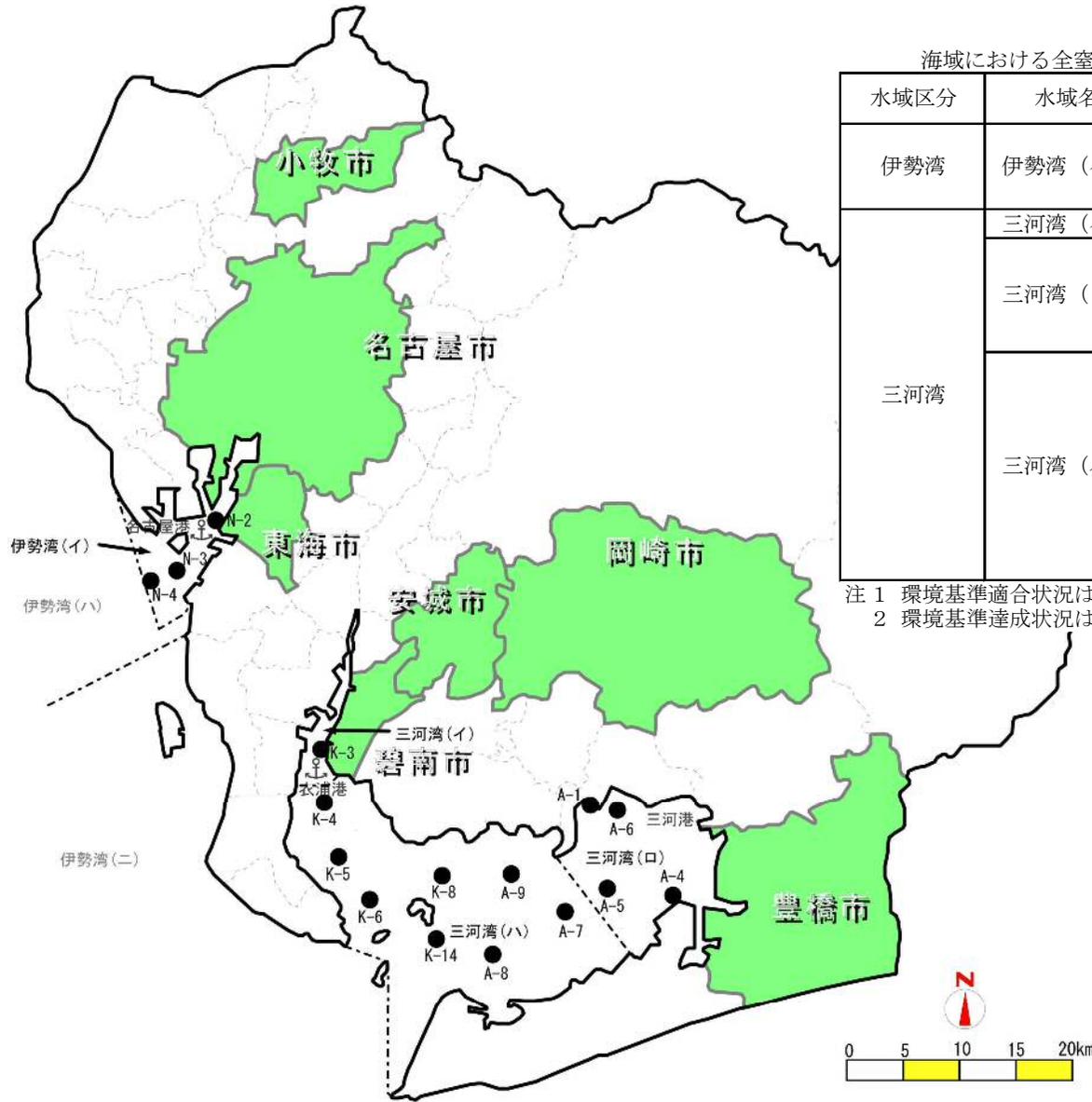


図4-3-5 海域全窒素及び全りんに関する環境基準達成状況（平成22年度）

海域における全窒素及び全磷の環境基準の達成状況（平成22年度）

水域区分	水域名	環境基準点	環境基準適合状況		環境基準達成状況	
			全窒素	全りん	全窒素	全磷
伊勢湾	伊勢湾（イ）	N-2	○	○	○	○
		N-3	○	○		
		N-4	○	○		
三河湾	三河湾（イ）	K-3	○	○	○	○
		A-1	○	○		
	三河湾（ロ）	A-4	○	×	○	○
		A-5	○	○		
		A-6	○	○		
	三河湾（ハ）	K-4	×	×	×	×
		K-5	×	×		
		K-6	×	○		
		K-8	×	×		
		A-7	×	×		
		A-8	×	○		
		A-9	×	○		
	A-14	×	○			

注1 環境基準適合状況は、基準点ごとの環境基準値との比較(適合状況)を表す。
 注2 環境基準達成状況は、水域ごとの環境基準の達成状況を表す。



ア COD

CODに係る環境基準の類型指定がされている衣浦湾及び渥美湾（甲）は、いずれも三河湾内の水域である。

平成22年度におけるCOD75%値は、衣浦湾で3.1～3.9mg/l、渥美湾（甲）で3.8～4.7mg/lで環境基準を達成していない。

いずれの水域も、平成元年頃を中心に一旦は下がったが、その後上昇し横ばいで推移している（図4-3-6、7）。

図4-3-6 衣浦湾水域におけるCOD75%値の推移

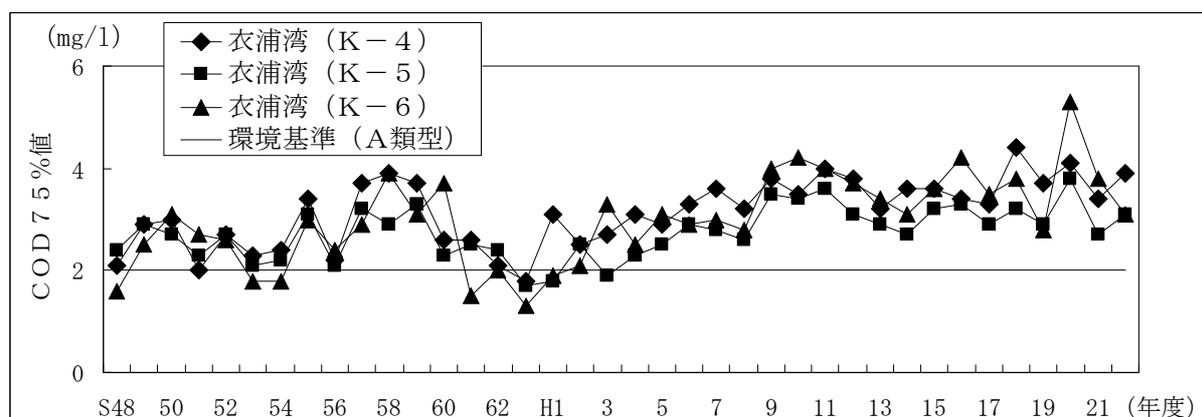
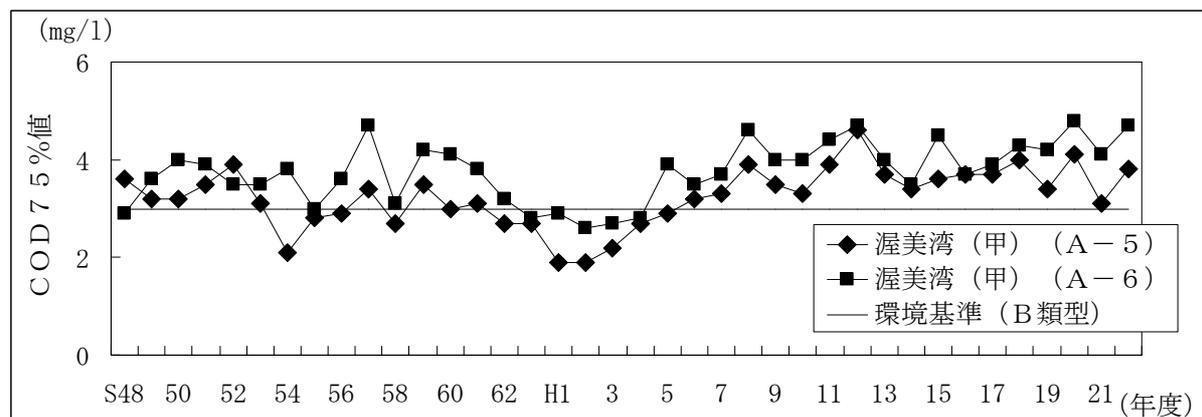


図4-3-7 渥美湾（甲）水域におけるCOD75%値の推移



イ 全窒素及び全りん

全窒素及び全りんに関する環境基準の類型指定がされている三河湾（ハ）の水域は、三河湾の湾口から中央部にかけての水域である。

三河湾（ハ）における平成22年度の全窒素の平均値は0.36mg/l、全りんの平均値は0.032mg/lで、いずれも環境基準を達成していない。

全窒素、全りんともに平成10年頃をピークに低下傾向にあったが、近年では横ばいである（図4-3-8、9）。

図4-3-8 三河湾（ハ）水域における全窒素平均値の推移

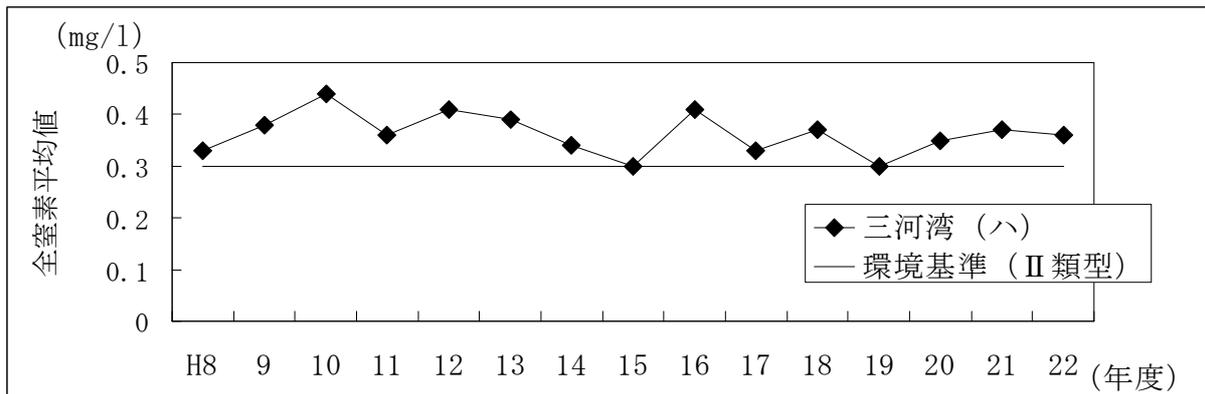
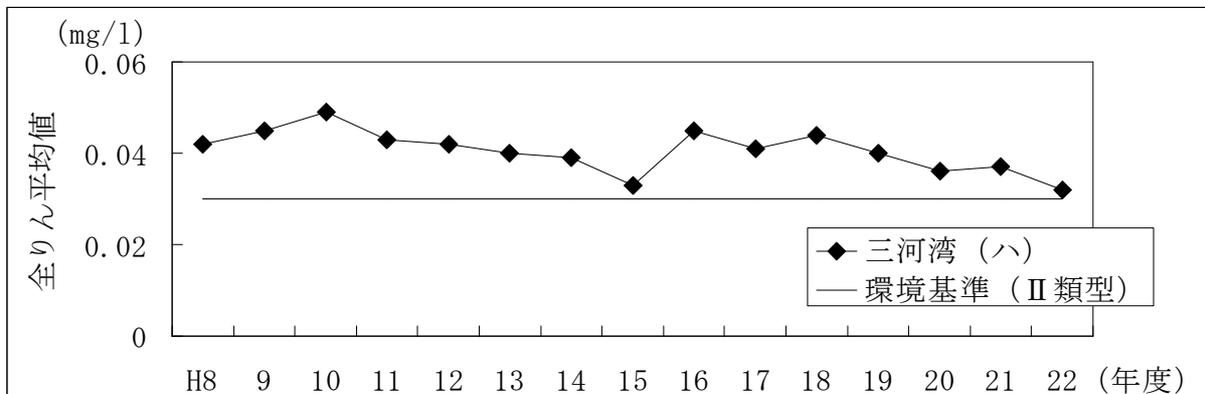


図4-3-9 三河湾（ハ）水域における全りん平均値の推移



2 当該課題に係る要因分析

環境基準を達成していない天白川及び新川は市街地を流れており、生活系の汚濁負荷の割合が高い。

三河湾では、水質環境基準の達成率が50%程度で推移しており、赤潮や苦潮が依然として発生するなど環境の改善が十分に進んでいない。

この理由としては、湾口部が狭く、潮流と主風向と直角であるため、外海との水交換が悪い典型的な閉鎖性海域であり、汚濁物質が蓄積しやすい状況になっているとともに、広範囲にわたる後背地から流入する生活排水、産業排水等による水質汚濁が顕在化しているためである。

3 過去の施策の実施状況及び効果・今後の課題等

(1) 過去の施策の実施状況

ア 総量削減計画に基づく施策

これまでに6次にわたる総量削減計画を策定し、下水道の整備、総量規制基準の設定、小規模事業場に対する指導値の設定などCODの削減対策を実施した。また、第5次からは富栄養化対策として窒素、りんについても、CODと同様の削減対策を実施した。

総量削減計画の実施状況は、表４－３－５のとおりである。

表４－３－５ 総量削減計画実施状況

		第１次	第２次	第３次	第４次	第５次	第６次
策定年月		S55.4	S62.5	H3.3	H8.7	H14.7	H19.6
目標年度		S59年度	H元年度	H6年度	H11年度	H16年度	H21年度
削減目標量 (t/日)	COD	172→163	163→153	153→142	136→127	122→110	104→93
	窒素					78→73	70→66
	りん					8.7→7.6	6.1→5.4
実績負荷量 (t/日)	COD	163	153	136	122	104	90
	窒素					70	63
	りん					6.1	5.0

(資料) 環境部調べ

イ しゅんせつ、覆砂等

三河湾では、平成８年度から大規模漁場改良事業で覆砂を実施した。また、海域環境創造事業により、航路泊地のしゅんせつ土砂を利用した覆砂を実施した。

ウ 調査研究

三河湾の里海としての再生に向けた各種施策を検討するため、平成20年度に庁内の部局横断的な特別チームを設置し、干潟・浅場の造成等による海域環境の改善効果について、「三河湾複合生態系モデル」により評価を行った。その成果を踏まえ、平成23年度に、今後取り組むべき施策として「三河湾里海再生プログラム」を取りまとめた。同プログラムでは、主要施策として干潟・浅場の造成等を掲げており、里海再生に向けた取組を連携して推進することとしている。

(2) 過去の施策の効果・今後の課題等

これまでの施策の実施により、三河湾を含む伊勢湾に流入する都市内河川の水質は改善してきているが、一部の水域で環境基準を達成していない。また、総量削減計画の実績負荷量に示されているようにCOD、窒素、りんの汚濁負荷量は着実に減少してきているものの、三河湾を含む伊勢湾は閉鎖性海域という状況から、汚濁負荷の蓄積や内部生産などにより環境基準を達成していない水域がある。

このため、引き続き有機汚濁対策及び富栄養化対策を総合的に推進していく必要がある。

第4節 油ヶ淵の水質汚濁対策

当地域において、環境基準の類型指定がされている湖沼に油ヶ淵がある（図4-3-1）。平成22年度における油ヶ淵のCOD及びダイオキシン類の環境基準達成状況は表4-4-1及び表4-4-2のとおりである。

表4-4-1 油ヶ淵のCODに係る環境基準達成状況（平成22年度）

水域名	範囲	地点	類型	環境基準 (mg/l)	COD 75%値 (mg/l)	達成 状況	関係市
油ヶ淵	全域	中央	B	5	7.0	×	碧南市 安城市

（資料）環境部調べ

表4-4-2 油ヶ淵のダイオキシン類に係る水質環境基準達成状況（平成22年度）

水域名	地点	環境基準 (pg-TEQ/l)	ダイオキシン類 年平均値 (pg-TEQ/l)	達成 状況	関係市
油ヶ淵	中央	1	1.7	×	碧南市 安城市
長田川	潭水橋		1.2	×	碧南市 安城市
半場川	坂下橋		1.2	×	安城市

（資料）環境部調べ

平成22年度のCOD75%値は、油ヶ淵の中央で7.0mg/lであり、環境基準を達成していない。

また、平成22年度のダイオキシン類は、油ヶ淵及びその流入河川である長田川及び半場川において環境基準を達成していない。

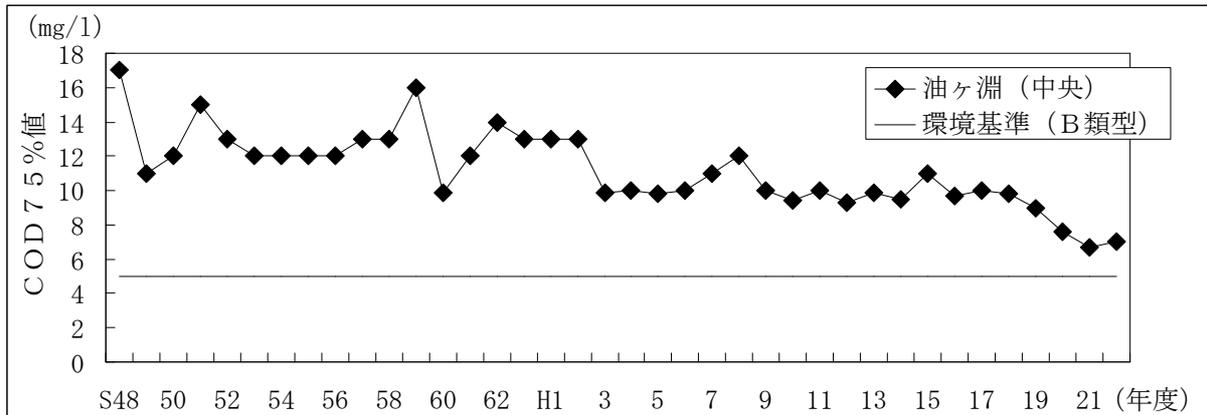
1 当該課題に係る状況

(1) COD

油ヶ淵は碧南市及び安城市にまたがる面積約64haの汽水湖である。

汚濁物質が滞留しやすい閉鎖性の水域であるため、水質の改善が進んでおらず、環境基準（B類型）を達成していない（図4-4-1）。

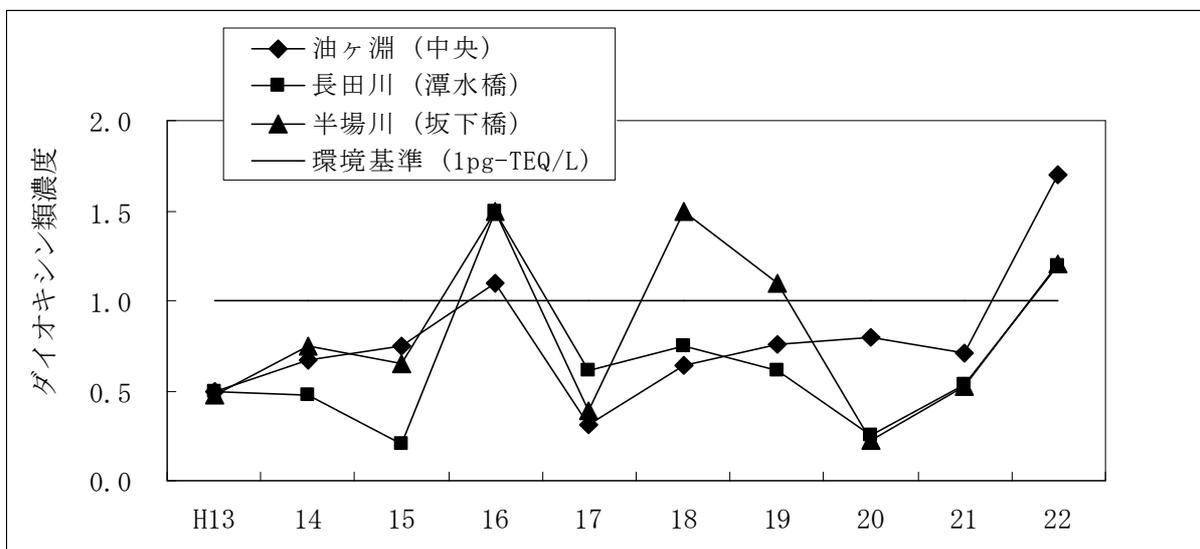
図4-4-1 油ヶ淵におけるCOD75%値の推移



(2) ダイオキシン類

油ヶ淵（中央）における水質中のダイオキシン類濃度の経年変化を見ると、平成16年度と平成22年度に環境基準を超過するなど、油ヶ淵及びその流入河川における水質は特に改善は進んでいない（図4-4-2）。

図4-4-2 油ヶ淵及び油ヶ淵への流入河川におけるダイオキシン類濃度（水質）



2 当該課題に係る要因分析

油ヶ淵に流入する河川は、安城市内を源流域とする典型的な都市河川であり、汚濁負荷の7割以上を生活排水が占めるなど、生活排水が主な汚濁発生源となっている。

また、ダイオキシン類については、過去に行われた焼却によるばいじん・燃え殻や過去に使用された農薬の不純物に由来するダイオキシン類が農地等に蓄積され、降雨等により河川等へ流出したことや、河川や湖沼の底泥に堆積していたものが巻き上げられたことが環境基準超過の要因の一つと考えられる。

3 過去の施策の実施状況及び効果・今後の課題等

(1) 過去の施策の実施状況

ア 工場・事業場対策

水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準の適用の他、昭和60年の同法施行令の改正により、油ヶ淵が窒素、りんについての排水基準に係る湖沼に指定されることに伴い、対象となる工場・事業場への立入検査等により排水基準の遵守を指導してきた。

イ 生活排水対策

油ヶ淵周辺地域の生活排水対策を強化するため、平成2年度に碧南市、安城市を含む周辺4市を生活排水対策重点地域に指定した。これを受けて各市は生活排水対策推進計画を策定し、県は各市が同計画に基づき実施する施策に対する支援等を行った。

平成5年度に県及び周辺4市で設立した油ヶ淵水質浄化促進協議会では、平成6年度に「高浜川水系油ヶ淵水環境改善緊急行動計画」(清流ルネッサンス21)を、平成16年度にはその第二期計画(清流ルネッサンスⅡ)を策定し、同計画による下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備の他、流入河川の直接浄化や底泥のしゅんせつなどの施策を推進している。清流ルネッサンスⅡに掲げた目標値(COD75%水質値8.0mg/l以下)を平成20年度以降達成することができたことから、平成23年5月に目標値を引き下げ、平成32年度を目標年度とする新たな目標(COD75%水質値6.0mg/l以下)を設定した。

また、地域住民に対する啓発活動として、平成4年度から地域住民による流入河川の清掃活動等を実施する「油ヶ淵浄化デー」や、水質浄化の啓発イベントとして「アクション油ヶ淵」を毎年開催している。

ウ 下水道の整備

油ヶ淵流域において、衣浦東部流域下水道関連都市として碧南市と安城市が、矢作川流域下水道関連都市として安城市がそれぞれ流域下水道関連公共下水道を整備している。

下水道の整備状況は、表4-4-3のとおりである。

表4-4-3 油ヶ淵流域における下水道整備状況

市名	行政人口(千人)	処理人口(千人)
碧南市	15	9
安城市	60	37

(注) 平成23年3月末現在

(資料) 建設部調べ

エ 合併処理浄化槽の整備

昭和63年度から実施している合併処理浄化槽設置整備事業において、碧南市、安城市を含む周辺4市が実施する事業に対しては、県内の他地域より手厚い補助を行い、合併処理浄化槽の普及促進を図ってきた。

合併処理浄化槽の設置状況は、表4-4-4のとおりである。

表4-4-4 油ヶ淵流域における浄化槽設置状況

合併処理浄化槽設置基数	備考（単独処理浄化槽基数）
12,169基	35,049基

（注）平成23年3月末現在

（資料）環境部調べ

オ しゅんせつ事業等

油ヶ淵は有機物質を多く含んだ汚泥の堆積が著しく、水質汚濁による周辺環境の悪化が進んでおり、水質汚濁の改善などを目的として、表4-4-5のとおりしゅんせつ等を実施している。

表4-4-5 油ヶ淵等におけるしゅんせつ等状況

事業主体	水系名	河川名	期間	事業内容	事業量
県	高浜川	油ヶ淵 半場川 長田川	H4年度～	しゅんせつ	474千m ³
		油ヶ淵	H16年度～	覆土	106千m ³
		切間川	H5年度～	直接浄化施設設置・運転管理※	1箇所
		半場川	H9年度～		1箇所
		稗田川	H11年度～		1箇所
		長田川	H16年度～		1箇所

（注）平成23年3月末現在

※切間川浄化施設は安城市が運転管理

（資料）建設部調べ

カ 農業集落排水対策等

農業集落排水施設を整備し、接続を推進するため、パンフレット等の作成、研修会等の開催を行い、関係住民等に普及啓発を図ってきた。

また、畜産排水対策として、経営者の指導や家畜排せつ物処理施設の整備等の推進を図ってきた。

農業集落排水施設の設置状況は、表4-4-6のとおりである。

表 4-4-6 油ヶ淵流域における農業集落排水整備状況

都市名	処理区名	着手年度	処理人口（人）
安城市	福釜東部	H6	1,703

(注) 1 平成23年4月1日現在供用済の処理区を記載

2 処理人口は平成22年度末の定住人口

(資料) 農林水産部調べ

キ 調査研究

湖内においては昭和63年度から平成4年度まで浮上式水質浄化実験事業を実施し、湖内水質浄化に対する知見が得られた。

また、平成5年4月に設立された油ヶ淵水質浄化促進協議会において水質保全のための各種調査・研究を重ねるとともに、そうした調査・研究を踏まえ「高浜川水系油ヶ淵水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンス21）及び第二期計画（清流ルネッサンスⅡ）に基づき関係機関及び関係者の合意と協力のもとに各種対策を実施している。平成23年5月には、清流ルネッサンスⅡを改定し、更なる水質改善を推進する。

(2) 過去の施策の効果・今後の課題等

前項に掲げた施策の結果、特に油ヶ淵への流入河川における水質改善が見られた。

しかし、油ヶ淵は閉鎖性の汽水湖であることから汚濁物質の蓄積が顕著で、さらに植物プランクトンによる内部生産などの要因も加わり、依然環境基準を達成していない。

このため、油ヶ淵の水質浄化を図るには、流入河川を含めた流域全体における対策、特に負荷の割合が高い生活排水に関する対策を引き続き推進していく必要がある。

また、ダイオキシン類については、油ヶ淵及びその流入河川において、引き続き水質及び底質の監視を行っていくとともに、原因究明のための調査が必要である。

第5章 主要課題に対し講ずる公害の防止に関する施策

前章で示された主要課題に係る過去の施策の実施状況・効果、今後の課題等の分析評価を踏まえ、平成32年度末を目途に第3章に示された目標が達成されるよう努めるものとして、以下の施策を講じる。また、新たに、環境基準の超過等が確認されたときは必要な対策を講じるものとする。

第1節 都市地域における大気汚染対策

1 今後講ずる施策及び達成目標

(1) 達成目標

光化学オキシダントに係る環境基準を達成維持することを目標とし、原因物質である窒素酸化物及び炭化水素について、次の対策を講じる。

(2) 今後講ずる施策

ア 施策の基本的方針

光化学オキシダントの対策としては、今後ともその原因物質であると考えられている窒素酸化物及び炭化水素に係る発生源対策を実施するとともに、「愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱」に基づく緊急時対策を実施する。

イ 発生源対策

窒素酸化物対策及び炭化水素対策については、引き続き、大気汚染防止法に基づく排出基準の遵守の徹底等を図りつつ、「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」に基づき、工場・事業場対策、自動車対策等各種対策を総合的に推進する。

さらに、炭化水素対策として、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく排出基準や構造基準の遵守の徹底、「工場・事業場における揮発性有機化合物排出抑制指針」により事業者におけるVOCの排出抑制を推進する。

自動車対策については、最新規制適合車への転換促進等の自動車単体対策の推進、天然ガス自動車等の低公害車の普及促進等を進める。

ウ 緊急時対策

「愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱」に基づき、緊急時発令の際は、緊急時協力工場に対しばい煙排出量の削減等を要請するとともに、自動車を使用する者に対し発令区域内における自動車の運行の自主的制限について協力を求めるなどの措置を講ずる。

第2節 自動車交通公害対策

1 主要幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策

(1) 今後講ずる施策及び達成目標

ア 達成目標

平成32年度を目標年度として、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」や「あいち新世紀自動車環境戦略」に掲げた各種施策を総合的に推進し、二酸化窒素に係る環境基準の達成維持を図る。

イ 今後講ずる施策

(ア) 発生源対策

自動車単体対策や自動車NO_x・PM法に基づく車種規制の推進、低公害車の普及促進のための補助や融資などを引き続き行うとともに、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、低公害車の導入義務の遵守の徹底や物品納入業者に対してのグリーン配送を促進するなど、より一層の低公害車の普及促進を図る。

また、平成22年8月に制定、施行した「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の適切かつ円滑な運用を図っていく。

(イ) 交通流・交通量対策

交通流対策として、体系的な道路ネットワークの整備、交差点改良等によるボトルネックの解消、公共交通の利用促進など、総合的な渋滞対策を推進する。

具体的には、自動車交通を分散し、流れを円滑化するためにバイパス等の道路網の整備(表5-2-1)、鉄道や道路の立体交差化(表5-2-2、表5-2-3)を推進するとともに、交通管制センターでコントロールする集中制御、光ビーコンの整備等、交通管制システムの充実を図る。さらに、国道23号から伊勢湾岸自動車道へ交通量の転換を図る取組をはじめ、環境負荷の著しい地域の交通量低減のための取組について、広域的な視点で関係機関と連携して進める。そして、交通流の円滑化を図るための大型車の中央寄り車線の走行指定等の交通規制を引き続き実施する。

物流対策として、物資輸送や共同運行の効率化や適切な輸送機関の選択の促進に努める。

人流対策として、自家用自動車から公共輸送機関への転換を促進するため、エコ通勤・通学やパーク・アンド・ライドを推進するとともに、交通事業者に対して公共輸送機関の輸送力の増強及びサービスの向上を働きかける。

表5-2-1 バイパス等の整備計画

道路名等		事業区間	事業主体
名古屋環状2号線（専用部）		名古屋西JCT～飛島JCT	国 中日本高速道路株式会社
第二東名高速道路		静岡県境～豊田東JCT	中日本高速道路株式会社
名古屋高速道路	高速4号線	六番北～木場	名古屋高速道路公社
一般国道 23号	知立バイパス	豊明IC～安城西尾IC	国
	岡崎バイパス	安城西尾IC～幸田芦谷IC	
	蒲郡バイパス	幸田芦谷IC～東三河IC （仮称）	
	豊橋バイパス	東三河IC（仮称）～野依IC	
	豊橋東バイパス	野依IC～東細谷IC（仮称）	
一般国道 153号	豊田西バイパス	名古屋市～豊田市	国
一般国道 302号	名古屋環状2号線 （一般部）	全線（一般有料道路区間除く）	国
県道岡崎碧南線		岡崎市	愛知県
主要地方道東三河環状線		豊橋市他	愛知県
主要地方道名古屋岡崎線		安城市	愛知県

（注）上記道路には、計画期間内に供用しないものも含まれる。

（資料）中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、中部地方整備局、建設部調べ

表5-2-2 連続立体交差化事業計画

線名	所在地	工事延長 (km)	踏切除却数	年度
名鉄常滑線 河和線	東海市	約2.8	6	H10～

（資料）建設部、名古屋市調べ

表5-2-3 単独立体交差化の主な計画

内容	所在地	年度
都市計画道路守山本通線及び一般国道302号と名鉄瀬戸線	名古屋市守山区	H11～
都市計画道路万場藤前線と近鉄名古屋線	名古屋市中川区	H19～

（資料）中部地方整備局、建設部、名古屋市調べ

（ウ）沿道対策

特に沿道環境への配慮が必要な地域については、沿道環境の改善のため、地域の実情に応じて道路緑化、歩道の整備等を図るとともに環境施設帯、公園緑地の整備を推進する。また、コミュニティ道路、広幅員歩道等の整備を推進するとともに、地域の実情に応じた環境の保全を進めるため調和のとれた土地利用の誘導を図る。

(エ) 監視・測定

道路沿道の周辺地域における二酸化窒素の大気汚染の状況を的確に把握するため、測定局による常時監視及び大気汚染測定車による測定を継続実施するとともに、機器の測定精度の維持向上を図るなど測定体制の充実を図る。

(オ) 普及啓発

ポスターの掲示、パンフレットの配布などにより県民に対して広く自動車交通公害問題に対する意識を深めるなど啓発に努める。

また、自動車（クルマ）と公共交通、自転車、徒歩などをかきこく使い分ける「エコモビリティライフ」の普及・定着に取り組んでいく。

(カ) その他

「名古屋南部地域の道路交通環境対策の推進について－当面の取組－」に基づき、引き続き「愛知道路環境対策連絡会議」を通じ関係機関が連携して各種道路交通環境対策を実施していく。

2 主要幹線道路沿道の自動車騒音対策

(1) 今後講ずる施策及び達成目標

ア 達成目標

自動車騒音に係る環境基準を達成維持するよう努める。

イ 今後講ずる施策

(ア) 施策の計画的・総合的取組

引き続き、「あいち新世紀自動車環境戦略」に掲げた目標の達成のため、次のとおり各種施策を総合的に推進する。

(イ) 発生源対策

本節 1 (1) イ (ア) 「発生源対策」参照

(ウ) 交通流・交通量対策

本節 1 (1) イ (イ) 「交通流・交通量対策」参照

(エ) 道路構造の改善等

自動車走行に起因する騒音等の影響を軽減するために、騒音が著しい区間については遮音壁の設置、低騒音舗装の敷設をしていく。

(オ) 沿道対策

本節 1 (1) イ (ウ) 「沿道対策」参照

(カ) 監視・測定

自動車騒音及び道路交通振動に係る環境基準の達成状況等の実態の把握を行うため、定期的な測定を行うとともに、測定機器の整備及び更新を図る。

また、必要に応じて測定地点の見直し、充実を図る。

(キ) 普及啓発

本節 1 (1) イ (オ)「普及啓発」参照

3 関連諸計画との関係

当地域を含む以下の計画との整合を図り、各種施策の推進を図っていく。

(1) 愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

第 4 章第 2 節 (3) ア (ア)「施策の計画的・総合的取組」参照

(2) あいち新世紀自動車環境戦略

第 4 章第 2 節 (3) ア (ア)「施策の計画的・総合的取組」参照

第3節 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁対策

1 今後講ずる施策及び達成目標

（1）達成目標

都市内河川におけるBODの環境基準を達成維持するとともに、衣浦湾水域及び渥美湾（甲）水域のCOD並びに三河湾（ハ）水域の全窒素及び全りん的环境基準を達成維持することを目標として、水質の改善を図る。

（2）今後講ずる施策

ア 総量削減計画の推進

（ア）生活排水処理施設の整備等

全県域污水適正処理構想に基づき、下水道、浄化槽、農業集落排水処理施設等の生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に実施するとともに、高度処理化の推進、適正な維持管理の徹底等の対策を進めることにより、汚濁負荷量の削減を図る。

A 下水道の整備

下水道は都市内河川の水質汚濁改善に大きな役割を持っていることから、下水道整備区域の拡大や高度処理の導入を進める。また、合流式下水道における雨天時の越流汚濁負荷量を削減するための雨水貯留施設等の対策を図る。

下水道の整備計画は、表5-3-1のとおりである。

表5-3-1 下水道整備計画

都市名	平成22年度末		平成32年度末	
	行政人口 (人)	処理人口 (人)	行政人口 (人)	処理人口 (人)
名古屋市	2,180,800	2,158,200	2,337,000	2,335,600
豊橋市	365,673	269,866	372,271	288,590
岡崎市	366,255	313,473	383,926	342,600
碧南市	69,957	42,519	77,000	56,329
安城市	175,664	125,708	187,000	127,544
小牧市	145,634	99,104	150,394	119,812
東海市	107,931	73,889	113,000	98,401

（資料）建設部調べ

B 浄化槽の整備

浄化槽の適正な設置、保守点検、清掃及び法定検査の徹底を図るとともに、市町村等が定めている生活排水処理基本計画に基づき、昭和63年度から実施している浄化槽設置整備事業を推進するとともに、当地域は単独処理浄化槽の設置が極めて多いことから、浄化槽法の改正の趣旨を踏まえ、既設単独処理浄化槽の設置者に対し、合併処理浄化槽への早期転換を指導する。

浄化槽の設置整備計画は表 5 - 3 - 2 のとおりである。

表 5 - 3 - 2 浄化槽設置整備計画

区分	時期	補助対象基数	備考
浄化槽	H23～32年度	4,450基	浄化槽設置整備事業

(資料) 環境部調べ

C 農業集落排水処理施設の整備

農業集落から排水されるし尿・生活排水等処理し、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水施設の整備を推進する。

(イ) 総量規制基準の設定

水質汚濁防止法に基づく新たな総量規制基準を定め、その遵守を水質汚濁防止法に基づく立入検査等を行うことにより徹底し、汚濁負荷量の削減を図る。

(ウ) その他の汚濁発生源に係る対策

A 生活排水対策

生活排水対策については、水質汚濁防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）の規定により策定した「生活排水対策に関する基本方針」に基づき、市町村と協力し、全県的な県民運動の展開等の広域的な施策を実施するとともに、市町村が推進する対策の総合調整を行う。

B 小規模事業場対策等

総量規制基準が適用されない小規模の事業場に対して、小規模事業場等排水対策指導要領による適切な指導等を行うことで、汚濁負荷量の削減を図る。

C 農地からの環境負荷削減対策

「食と緑の基本計画2015」に基づく取組、「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」に基づく施肥技術の開発・改善、普及及び「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の活用等を通じて、肥料、有機質資材の適正施用を図ること等により、農地に由来する環境負荷の削減を図る。

D 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、「食と緑の基本計画2015」、「畜産経営に起因する環境汚染防止対策指導要領」等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

家畜排せつ物処理高度化施設の整備目標は表5-3-3のとおりである。

表5-3-3 家畜排せつ物処理高度化施設整備目標

区分	時期	整備目標	備考
家畜排せつ物処理高度化施設	H23～27年度	150か所	農畜産業振興事業等

(注) 目標数は、県全体の整備目標
(資料) 農林水産部調べ

イ 直接浄化対策

(ア) 河川浄化対策

名古屋市内を流れる堀川では、生活排水等の流入に伴い有機物質を多く含んだ汚泥が堆積しており、溶存酸素量が不足し河川の自浄作用や水生生物に悪影響を与えている。このため、溶存酸素量不足の解消を目的として、汚泥のしゅんせつを表5-3-4のとおり実施する。

表5-3-4 河川のしゅんせつ計画

事業主体	水系名	河川名	事業量
名古屋市	庄内川	堀川	6,000m ³

(資料) 建設部調べ

(イ) 覆砂、干潟・浅場造成等の推進

干潟の保全等生態系に配慮し、覆砂、干潟・浅場の造成を表5-3-5のとおり行う。

表5-3-5 覆砂等実施計画

事業主体	沿岸名	地区	項目	事業量・事業内容等
県	三河湾	御津・大塚地区	覆砂	87ha (平成23～32年度、航路泊地のしゅんせつ土砂を利用した港湾事業)
		三河湾漁場内	干潟・浅場造成	25ha (H23～27年度)

(資料) 農林水産部、建設部調べ

ウ 調査研究

排水処理技術の開発や閉鎖性水域の水質汚濁メカニズムの解明のため、調査研究等を積極的に推進するとともに、これまで実施してきた伊勢湾広域総合水質調査、発生負荷量管理等調査などの各種調査を引き続き実施していく。また、岐阜県、三重県、名古屋市及び本県で構成する伊勢湾総合対策協議会においても、広域的観点に立った調査研究を実施する。

エ 普及啓発

県民、事業者等に水質汚濁対策についての広範な理解と協力を得るため、各種広報活動等を通じて啓発等を行い、水質改善に努める。

また、三河湾再生のため、シンポジウムの開催、県民参加の調査活動の実施、市町村、NPO等の水質浄化の取組などの環境活動への支援などの事業を展開する。

2 関連諸計画との関係

(1) 生活排水対策推進計画

水質汚濁防止法に基づき、当地域内においては表5-3-6の地域を生活排水対策重点地域として指定している。重点地域として指定された各市は、生活排水対策推進計画を策定し、計画に基づいた施策の推進を図っている。

表5-3-6 生活排水対策重点地域

地域名	指定年月日	関係市名
油ヶ淵周辺地域	平成3年3月29日	碧南市、安城市 他

(2) 流域別下水道整備総合計画

下水道法に基づき、名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画、知多湾等流域別下水道整備総合計画、渥美湾等流域別下水道整備総合計画を策定しており、公害防止計画との整合を図りつつ、下水道の整備を効果的に推進する。

(3) あいち水循環再生基本構想

流域を中心とした一連の水の流れの過程において、水質の浄化、水量の確保、多様な生態系、水辺の保全の4つの機能がともに確保されている健全な水循環を再生することを目的に「あいち水循環再生基本構想」を平成18年3月に策定している。

県内を3地域に分けて県民・民間団体、事業者、行政を構成員とする地域協議会を設置した上で、各協議会において水循環再生行動計画を策定し、関連する様々な施策を連携させ総合的な取組の推進を図る。

第4節 油ヶ淵の水質汚濁対策

1 今後講ずる施策及び達成目標

(1) 達成目標

油ヶ淵におけるCODについては、短期的には「高浜川水系油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンスⅡ）における目標水質（6mg/l）を、中長期的には環境基準を達成維持することを目標として水質の改善を図る。

また、油ヶ淵及びその流入河川について、ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準を達成維持することを目標として水質の改善を図る。

(2) 今後講ずる施策

ア 生活排水対策

本章第3節1(2)ア(ア)に掲げた施策について、全県域污水適正処理構想や「高浜川水系油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンスⅡ）との整合を図りながら積極的に進めるほか、生活排水対策重点地域に指定した碧南市、安城市他の生活排水対策推進計画に基づく施策に対して、引き続き指導、支援を行っていく。

イ 下水道の整備

油ヶ淵流域の碧南市、安城市の2市において、衣浦東部及び矢作川流域下水道の整備を積極的に推進する。

下水道の整備計画は、表5-4-1のとおりである。

表5-4-1 油ヶ淵流域における下水道整備計画（平成32年度末）

市名	行政人口（千人）	処理人口（千人）
碧南市	17	11
安城市	61	44

（資料）建設部調べ

ウ 浄化槽の整備

浄化槽の適正な維持管理の実施を図るとともに、水質汚濁防止法に定める生活排水対策重点地域の生活排水対策推進計画等に基づき、浄化槽補助制度を活用し、浄化槽の普及促進を図る。

浄化槽の設置計画は、表5-4-2のとおりである。

表5-4-2 油ヶ淵流域市における浄化槽設置整備計画

時期	基数	備考
H23～32年度	3,350基	浄化槽設置整備事業

（資料）環境部調べ

エ 工場・事業場対策

本章第3節1(2)ア(イ)に掲げた施策の他、油ヶ淵流域の特定事業場に対し、排水基準を遵守するよう指導、監視を行う。

オ しゅんせつ事業等

油ヶ淵は、生活排水等の流入に伴い有機物質を多く含んだ汚泥が堆積しており、水質汚濁により生活環境を悪化させている。

このため、水質汚濁の改善などを目的として、表5-4-3のとおり底質の汚泥等のしゅんせつ等を実施する。

表5-4-3 油ヶ淵等におけるしゅんせつ等計画（平成23～32年度）

事業主体	水系名	河川名	事業内容	事業量
県	高浜川	高浜川	しゅんせつ	5千m ³
		新川		
		油ヶ淵	覆土	16千m ³
		油ヶ淵	植生浄化	全区間内の可能区間
		稗田川※		0～2.4kmの可能区間
		遊水池		一式

※ 一部公害防止計画地域外の事業量を含む。

(資料) 建設部調べ

カ 畜産排水対策

農家巡回指導及び立入検査等により、家畜排せつ物の適正な管理を徹底する。

キ 調査研究

油ヶ淵の水質汚濁の防止を図るためには、総合的な調査研究の推進が必要であり、油ヶ淵水質浄化促進協議会において水質保全のための各種調査・研究を重ねるとともに、高浜川水系油ヶ淵水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）に基づき関係機関及び関係者の合意と協力のもとに調査研究等を実施してきた。引き続き、平成16年11月に策定し、平成23年5月に改定した第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）に基づき、重点的な取り組みを進めていく。

また、ダイオキシン類については、水質環境基準超過の原因として、過去に行われた焼却によるばいじん・燃え殻や過去に使用された農薬（PCP、CNPなどの除草剤）が水田等に蓄積され、そこに含まれていたダイオキシン類が現在も河川水に流出していることなどが考えられることから、実態調査を進めていく。

2 関連諸計画との関係

本章第3節に掲げる関係計画との整合を図り、各種施策の推進を図っていく。

第6章 愛知地域公害防止対策事業計画

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、愛知地域公害防止計画において、名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、安城市及び小牧市において、愛知県及び当該市が実施する同項に規定する事業に関する愛知地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、愛知地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 名古屋市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

名古屋市

ウ 実施場所

名古屋市

エ 実施期間

平成29年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾（三河湾を含む。以下同じ。）及び河川の水質汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、名古屋港海域等及び知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係るBOD並びに伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全リンの環境基準の達成に資する。

(2) 豊橋市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

豊橋市

ウ 実施場所

豊橋市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、渥美湾等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全リンの環境基準の達成に資する。

(3) 豊川流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

愛知県

ウ 実施場所

豊橋市（豊川浄化センター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、渥美湾等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全リンの環境基準の達成に資する。

(4) 衣浦東部流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

愛知県

ウ 実施場所

碧南市（衣浦東部浄化センター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

- ・伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁
- ・油ヶ淵の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾、油ヶ淵及び河川の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係るBOD、油ヶ淵の水質汚濁に係るCOD並びに伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(5) 五条川左岸流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

愛知県

ウ 実施場所

小牧市（五条川左岸浄化センター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(6) 名古屋市公共下水道の設置及び改築（(1)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

名古屋市

ウ 実施場所

名古屋市

エ 実施期間

平成29年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾及び河川の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、名古屋港海域等及び知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する名古屋市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係るBOD並びに伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(7) 豊橋市公共下水道の設置及び改築（(2)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

豊橋市

ウ 実施場所

豊橋市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、渥美湾等流域別下水道整備総合計画に適合する豊橋市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(8) 岡崎市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

岡崎市

ウ 実施場所

岡崎市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する岡崎市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(9) 碧南市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

碧南市

ウ 実施場所

碧南市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

- ・伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁
- ・油ヶ淵の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾、油ヶ淵及び河川の水質汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する碧南市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係るBOD、油ヶ淵の水質汚濁に係るCOD並びに伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全燐の環境基準の達成に資する。

(10) 安城市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

安城市

ウ 実施場所

安城市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

- ・伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁
- ・油ヶ淵の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾及び油ヶ淵の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、知多湾等流域別下水道整備総合計画に適合する安城市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、油ヶ淵の水質汚濁に係るCOD並びに伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。

(11) 小牧市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

小牧市

ウ 実施場所

小牧市

エ 実施期間

平成23年度から平成29年度まで

オ 該当する主要課題

伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

伊勢湾の汚濁負荷量の削減のため、伊勢湾における愛知県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画に適合する小牧市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、伊勢湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全磷の環境基準の達成に資する。

2 しゅんせつ、導水等の事業

(1) 油ヶ淵におけるしゅんせつ及び覆土

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

愛知県

ウ 実施場所

碧南市及び安城市（油ヶ淵、新川及び高浜川）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

油ヶ淵の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

油ヶ淵等におけるCODに係る水質汚濁及びダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く。）について、油ヶ淵等において底質の汚泥等のしゅんせつ及び覆土を行うことにより、ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準及び水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

第7章 主要課題以外の公害防止施策

第1節 水質汚濁対策

1 水質汚濁の概況

(1) 健康項目

当地域において、平成22年度は健康項目について59地点で調査を行った結果、名古屋市内水域の荒子川ポンプ所において、表7-1-1のとおり1, 2-ジクロロエタンについて環境基準を達成しなかった。

同地点では、平成10年度から同項目について環境基準を達成していない状態が続いている。(平成14、19、20年度を除く。)

なお、名古屋市が周辺のボーリング調査等を行った結果、埋設された廃棄物由来であることが判明している。

表7-1-1 健康項目の環境基準未達成状況(平成22年度)

水域区分	水域	地点	項目	年間平均値	環境基準値
名古屋市内水域	荒子川	荒子川ポンプ所	1, 2-ジクロロエタン	0.0057mg/L	0.004mg/L

(資料) 環境部調べ

(2) 生活環境項目

主要課題参照

2 河川の水質汚濁対策

(1) 健康項目

健康項目に係る物質については、適正な管理及び排水処理を行う必要があり、今後も工場等の発生源に対する監視・指導を継続する。

また、河川等において環境基準を超過してこれらの物質が検出された場合は、工場等への立入検査を実施し原因究明を行うとともに、継続的な監視のための調査を行う。

(2) 生活環境項目

主要課題参照

3 湖沼の水質汚濁対策

主要課題参照

4 海域の水質汚濁対策

主要課題参照

第2節 地下水汚染対策

1 地下水汚染の状況

平成元年度に水質汚濁防止法の一部が改正され、地下水質の常時監視が義務付けられたことに伴い、毎年地下水質測定計画を作成し、カドミウム等の基準項目について県内の地下水質状況を監視するための概況調査を実施している。

平成22年度の概況調査（メッシュ調査及び定点調査）では54地点で調査し、表7-2-1のとおり3地点で環境基準を達成していなかった。

表7-2-1 概況調査における環境基準超過状況（平成22年度）

測定地点	汚染物質名	測定結果 (mg/l)	基準値 (mg/l)
豊橋市老津町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	22	10
豊橋市東赤沢町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	14	10
岡崎市井田町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	15	10

（資料）環境部調べ

汚染井戸周辺地区調査では64地点で調査し、表7-2-2のとおり8地点で環境基準を達成していなかった。

表7-2-2 汚染井戸周辺地区調査における環境基準超過状況（平成22年度）

測定地点	汚染物質名	測定結果 (mg/l)	基準値 (mg/l)
豊橋市老津町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	23	10
豊橋市老津町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	28	10
豊橋市南栄町	テトラクロエレン	0.029	0.01
豊橋市南栄町	テトラクロエレン	0.070	0.01
岡崎市井田町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	11	10
碧南市六軒町	ほう素	3.8	1.0
碧南市久沓町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	11	10
碧南市丸山町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	11	10

（資料）環境部調べ

定期モニタリング（継続監視）調査では、157地点を調査し、表7-2-3のとおり75地点で環境基準を達成していなかった。

表7-2-3 定期モニタリング（継続監視）調査における環境基準超過状況（平成22年度）

項目	環境基準超過地点数							濃度範囲 (mg/l)	基準値 (mg/l)
	名古屋 市	豊橋 市	岡崎 市	碧南 市	安城 市	小牧 市	東海 市		
六価クロム	1	0	1	0	0	0	0	0.06	0.05mg/l 以下
砒素	4	0	0	0	0	0	0	0.011～ 0.016	0.01mg/l 以下
総水銀	4	0	0	0	0	0	0	0.0009～ 0.0038	0.0005mg/l 以下
四塩化炭素	2	0	0	0	0	0	0	0.0059～ 0.0075	0.002mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0	0	2	0	0	0	0	0.0042～ 0.040	0.002mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	1	0	0	0	0	0	0	0.45	0.1mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	20	0	0	0	0	1	0	0.041～ 3.1	0.04mg/l 以下
トリクロロエチレン	8	0	2	0	0	0	0	0.031～ 1.6	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	4	2	6	0	0	2	0	0.011～ 0.11	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	4	16	0	1	0	0	11～34	10mg/l 以下
ふっ素	1	0	0	0	0	0	0	1.1	0.8mg/l 以下
ほう素	1	0	0	1	0	0	0	1.4～1.8	1mg/l 以下

（注）複数の項目で環境基準を超過している地点がある。

（資料）環境部調べ

ダイオキシン類については、平成22年度は8地点で調査を実施し、いずれも環境基準を大きく下回っていた。

2 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等

地下水の水質汚濁に係る環境基準を超過している項目は、六価クロム、砒素、総水銀、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の12項目である。汚染原因は特定に至らない場合が多いが、六価クロム、四塩化炭素等の揮発性有機化合物については、製造過程や溶剤の使用・処理過程からの漏洩等が考えられる。また、砒素、総水銀、ふっ素及びほう素については、地層・地質

や海水中に含まれている物質であり、人為的な汚染ではなく自然由来の汚染である可能性もある。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、過剰施肥、家畜排泄物の不適正処理、生活排水の地下浸透等が主な原因といわれている。

概況調査等により地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える汚染が新たに判明した場合、速やかにその事実を公表し、周辺の井戸所有者等へ飲用指導を行っている。汚染が判明した地点については、汚染井戸周辺地区調査で汚染範囲等の確認をするとともに、定期モニタリング（継続監視）調査でその後の汚染の推移を把握している。また、汚染原因者が明らかとなった場合には、浄化対策等の適切な指導を実施している。これらの概況調査等の結果は、次年度にとりまとめて公表している。

ダイオキシン類による地下水汚染については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視により汚染状況の把握に努めている。

3 今後講ずる施策及び達成目標

地下水質測定計画に基づく概況調査を継続実施し、計画地域の汚染状況を全体的に把握し、地域特性を踏まえた適切な地下水の保全を図る。

概況調査等により、地下水の水質汚濁に係る環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲等を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施する。

過去に判明した汚染については、汚染の程度を経年的に監視し、汚染の推移を把握するため定期モニタリング（継続監視）調査を実施するとともに、汚染原因者が判明した場合の原因者への浄化対策に資する。

また、有害物質による地下水汚染の未然防止等を目的として、工場・事業場の監視指導を徹底する。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染については、県が定めた「農作物の施肥基準（平成23年3月改定）」に基づき、適切な施肥を指導する等の対策を講ずる。

さらに、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定規模以上の土地の改変を行う者に対して土地の履歴調査を、特定有害物質等取扱事業者に対して汚染の状況の調査及び汚染判明時の応急措置などを義務付けるとともに自主調査により判明した汚染について報告するよう求め、汚染状況の把握及び汚染の拡散防止に努めていく。

ダイオキシン類による地下水汚染についても、引き続き地域の汚染状況を把握するとともに、汚染が判明した場合には、適切な地下水保全対策を講ずる。

第3節 土壤汚染対策

1 土壤汚染の状況

土壤汚染対策法に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を平成22年度末までに29箇所指定し、そのうち10箇所について指定の解除を行っている。

また、平成11年度から土壤環境中のダイオキシン類濃度の実態把握を行うための調査を実施している。平成22年度は一般環境14地点で調査を実施し、いずれも土壤環境基準値を大きく下回っている。

2 当該課題に係る過去の施策の実施状況

土壤汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の対象となる工場、事業場へ立入調査し、有害物質の適正管理等を指導するとともに、有害物質使用特定施設廃止時における土壤汚染状況調査の実施等の徹底を図っている。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定規模以上の土地の改変を行う者に対して土地の履歴調査を、特定有害物質等取扱事業者に対して汚染の状況の調査及び汚染判明時の応急措置などを義務付けるとともに自主調査により判明した汚染について報告するよう求め、汚染状況の把握及び汚染の拡散防止に努めている。

ダイオキシン類による土壤汚染については、常時監視により汚染状況の把握に努めている。

3 今後講ずる施策

土壤汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の対象となる工場、事業場については、引き続き、立入調査を行い、有害物質の適正管理、有害物質使用特定施設廃止時における土壤汚染状況調査の実施等の徹底を図るとともに、工場、事業場における有害物質の取り扱い状況や土壤及び地下水の汚染状況等の把握に努める。

また、土壤の特定有害物質により人の健康被害が生じるおそれがある場合には、土壤汚染対策法に基づき土地所有者等に土壤汚染状況調査を実施させ、その結果、土壤汚染が認められる場合には、当該土地を特定有害物質によって汚染されている区域として指定するとともに、土地所有者等において汚染の除去等の措置が適切に講じられるよう指導する。

土壤汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例を適切に施行するために、過去の土地利用履歴等をもとに汚染が懸念される地域の汚染状況の把握や、地下水等で環境基準を超える地域あるいは土壤汚染が見つかった土地の周辺地域での汚染土壤の有無の把握に努める。

また、事業者の自主的な調査において、土壤汚染が判明した場合においても、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき報告するとともに、汚染の除去等の措置が適切に講じられるよう指導、助言を行う。

ダイオキシン類による土壌汚染については、引き続き常時監視を行っていくとともに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域としての要件に該当する汚染が認められた場合には、同法に基づく対策地域の指定を行い、対策計画の策定及び計画に基づく対策を講ずるなどの措置を行う。

第4節 騒音・振動対策

1 自動車騒音対策

主要課題参照

2 新幹線鉄道騒音・振動対策

(1) 当該課題に係る状況

平成22年度における新幹線鉄道騒音及び振動の調査結果は、表7-4-1のとおりである。

騒音については、調査を実施した30地点のうち9地点において、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成していない。

振動については、調査を実施した20地点全てで「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月環境庁長官勧告）において、緊急に対策を講ずることとされている指針値70dBを達成した。

表7-4-1 新幹線鉄道騒音及び振動の調査結果（平成22年度）

調査地点	調査地点側の軌道	類型	調査年月日	列車速度(km/h)	騒音調査結果		振動調査結果		
					25m(dB)	50m(dB)	12.5m(dB)	25m(dB)	50m(dB)
名古屋市市中村区新富町一丁目	下り	I	H22.10.13	134	68	—	—	54	—
名古屋市熱田区河田町	上り	II	H22.12.2	199	66	—	—	60	—
名古屋市熱田区河田町	下り	II	H22.12.2	198	65	—	—	58	—
名古屋市熱田区二番二丁目	上り	I	H22.12.2	206	67	—	—	57	—
名古屋市熱田区四番二丁目	下り	II	H22.12.2	208	68	—	—	61	—
名古屋市南区豊田二丁目	上り	II	H22.10.7	228	67	—	—	60	—
名古屋市南区豊田二丁目	下り	I	H22.10.7	221	66	—	—	59	—
名古屋市緑区大高町鷺津	上り	II	H22.10.7	251	70	—	—	61	—
安城市美園町二丁目	下り	I	H22.9.9	266	69	66	—	—	—
安城市百石町一丁目	下り	I	H22.9.10	259	70	66	—	—	—
安城市古井町	下り	I	H22.9.10	258	※72	67	70	70	—
岡崎市合歓木町	上り	I	H22.9.28	242	※73	70	—	66	62
岡崎市福桶町	下り	I	H22.9.28	237	※73	※72	—	56	54
岡崎市上三ツ木町	上り	I	H22.9.29	237	※71	69	—	66	59
岡崎市正名町	下り	I	H22.9.29	237	※74	※72	—	67	64
豊橋市花中町	上り	II	H22.4.14	229	71	67	—	—	—
豊橋市小池町	下り	I	H22.4.15	233	※72	66	—	—	—
豊橋市山田三番町	下り	I	騒音： H22.4.16 振動： H22.5.10	騒音：242 振動：228	※72	69	60	54	—
豊橋市二川町	上り	II	H22.4.19	243	70	68	—	—	—

(注) 1 騒音調査結果の欄中※印は、環境基準を超過していることを示す。

2 環境基準値は、I類型が70dB以下、II類型が75dB以下。

(資料) 環境部調べ

(2) 当該課題に係る要因分析

東海道新幹線の騒音対策については、東海旅客鉄道(株) (以下「JR東海」という。)において、車両対策として環境に配慮した新型車両の開発・導入や既存車両のパンタグラフ改良のほか、地上対策として防音壁の嵩上げ、レール削正や架線改良等を実施してきているが、環境基準超過の要因の一つとして東海道新幹線の高速化があげられる。

(3) 過去の施策の実施状況及び評価

愛知県では毎年度、新幹線鉄道騒音・振動に係る環境基準等の達成状況を把握するため調査を実施している。

また、JR東海により、環境に配慮した新型車両の開発・導入のほか、地上対策として防音壁、改良型防音壁の設置、高架橋端部補強工、まくらぎ連結工、バラストマットの敷設等の様々な発生源対策が進められてきた。平成22年度末までの環境対策実施状況は表7-4-2のとおりである。

なお、JR東海により、発生源対策とは別に個別の住居に対し、新幹線鉄道障害防止対策が行われており、県内で対象となっている5,702戸のうち、平成23年3月末現在、申し出のあった家屋に対しては全て防音工事などの対策が講じられている。

平成22年度には、振動について全調査地点で指針値を達成したが、騒音については測定地点において依然環境基準を達成していない地点があり、引き続き対策を講じていくことが必要である。

表7-4-2 平成22年度末までの環境対策実施状況 (単位：km)

対策種別	対策内容	施行箇所内訳					合計	備考
		愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市		
騒音対策	直型防音壁	76.7	24.1	25.5	4.5	7.9	138.7	
	干渉型防音装置	16.1	13.6	8.3	1.2	1.5	40.7	
	防音壁改良	13.6	8.3	2.4	1.1	1.1	26.5	
	トロリ線張替	9.7	38.9	3.6	0	0	52.2	平成22年度分
振動対策	バラストマット	37.8	16.1	3.6	3.7	1.8	63.0	
	弾性まくらぎ	0.6	5.3	0	0.2	0	6.1	
	端部補強	0.8	0.3	0	1.4	1.8	4.3	
	まくらぎ連結工	0.5	0.4	0.2	0	1.1	2.2	
騒音振動対策	レール削正	95.3	53.0	24.7	7.5	6.2	186.7	平成22年度分

(注) 愛知県の数量は、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び一宮市分の数量を除いたものである。

(資料) JR東海調べ

(4) 今後講ずる施策及び達成目標

愛知県は新幹線鉄道騒音に係る環境基準を早期に達成維持するとともに、振動をさらに低減することを目標として、より一層の騒音・振動対策を推進するようJR東海に対し要望していく。

また、新幹線鉄道の沿線14市町と「愛知県新幹線公害対策連絡会議」を開催し、JR東海に対し、新幹線公害防止に係る環境改善の働きかけを行う。

なお、新幹線鉄道沿線については、原則として、住居地域の指定は行わないように土地利用計画を誘導するなど関係部局間で調整を図る。

3 航空機騒音対策

(1) 航空機騒音の状況

名古屋空港は平成17年2月17日の中部国際空港の開港に伴い、小型航空機の拠点となる県営名古屋空港として生まれ変わった。これにより、航空機騒音による影響の区域及び程度は大幅に縮小した。

平成22年度における県営名古屋空港に係る航空機騒音の調査結果は、表7-4-3のとおりである。

調査を実施した10地点のうち7地点において、航空機騒音に係る環境基準を達成していない。

表7-4-3 県営名古屋空港に係る航空機騒音の調査結果（平成22年度）

調査地点	類型	調査実施期間	調査結果 (WECPNL)
小牧市外堀2丁目	I	通年	※79
小牧市外堀3丁目	I	通年	※79
小牧市市之久田1丁目	I	通年	※75
小牧市春日寺1丁目	I	5/18 ~ 5/31	※75
小牧市小木3丁目	I	10/16 ~ 10/29	69
小牧市元町1丁目	II	6/17 ~ 6/30	73
小牧市下小針天神3丁目	I	7/2 ~ 7/15	※71
小牧市村中	II	10/16 ~ 10/29	70
名古屋市北区六が池町	I	1/27 ~ 2/9	※74
名古屋市守山区守山2丁目	I	1/27 ~ 2/9	※71

(注) 1 調査結果の欄中※印は、環境基準を超過していることを示す。

2 環境基準値は、I類型が70WECPNL以下、II類型が75WECPNL以下。

(資料) 環境部調べ

(2) 当該課題に係る過去の施策の実施状況

愛知県では毎年度、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため調査を実施している。

また、名古屋空港については、これまで国及び愛知県が各種周辺環境対策を進めてきた。

国土交通省は、低騒音機の導入、運航方式の改良、夜間運航規制等の発生源対策のほか、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく周辺対策事業などを実施してきた。

愛知県は、国庫補助事業である市町が行う住宅の防音工事や空調機の更新工事に対し、助成を行ってきた。

なお、県営化後（平成17年2月17日）の名古屋空港の周辺環境対策については、設置管理者となった愛知県が、対策の必要がある区域について、国が設置管理者として実施してきた事業を基本として同じ内容で実施している。

（3）今後講ずる施策

県営名古屋空港の設置管理者である愛知県は、運用時間（午前7時から午後10時まで）外の空港利用の原則禁止、騒音に配慮した運航方式の徹底など発生源対策を行うとともに、国の補助事業であった市町が行う住宅の防音工事や空調機の更新工事等の助成に対し、国と同水準で助成していく。

また、空港周辺については、原則として、住居地域の指定は行わないように土地利用計画を誘導するなど関係部局間で調整を図る。

4 その他の騒音・振動対策

（1）騒音・振動苦情の状況

当地域の平成22年度の騒音に係る苦情件数は812件、振動に係る苦情件数は62件となっている。

（2）当該課題に係る過去の施策の実施状況

当地域においては、騒音規制法第3条及び振動規制法第3条の規定に基づき、全域（工業専用地域及び都市計画区域以外の地域を除く）を騒音規制法及び振動規制法の規制地域として指定している。

また、愛知県では県民の生活環境の保全等に関する条例により、特定工場等、特定建設作業、拡声機騒音、深夜営業騒音、深夜における音響機器の使用及び作業騒音に関する規制を定めている。

なお、この騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく指導等は市町村長が行うこととされているため、愛知県では市町村職員を対象に騒音・振動防止業務研修を行うなどの技術的支援を行った。

このほか、環境対策資金融資制度を設け、事業者が進める騒音・振動対策を支援している。

（3）今後講ずる施策

引き続き、事業者が進める騒音・振動対策の支援及び市町村が行う騒音・振動規制事務の円滑な推進を図る。

第8章 公害防止計画の効果的かつ着実な推進

第1節 計画の推進体制と各主体の連携

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、国の関係機関、県の関係部局、関連する市からなる推進体制を強化する。当該組織を通じ、計画推進主体間の連携を図るとともに、相互体制の協力を努め、計画の効果的な推進を図る。

2 各主体との連携

本計画の実行を期すためには、国、県、市町村はもとより、事業者及び地域住民の協力が不可欠であることから、次の協力体制の確保を図る。

(1) 関係部局との連携

国の関係機関、県の関係部局及び市町村と密接な連携を図り、相互協力体制のさらなる強化に努める。

なお、県及び対象地域の市の公害防止計画担当課は、表8-1-1のとおりであり、県の環境保全関係協議会等の状況については、表8-1-2のとおりである。

(2) 事業者との連携

県は、表8-1-3のとおり当地域内の主要企業と、また、市は表8-1-4のとおり公害防止協定を締結している。今後ともこの協定に基づき、事業者に対し必要に応じて公害防止対策の推進について協力を求め、協力体制の強化を図るとともに、適切な指導を行う。

(3) 住民との連携

地域住民に対しては、県及び市町村の広報活動を通じて計画の趣旨を明らかにし、理解と協力を求める。

表8-1-1 公害防止計画担当課

自治体名	担当課
愛知県	環境部環境政策課
名古屋市	環境局地域環境対策部地域環境対策課
豊橋市	環境部環境保全課
岡崎市	環境部環境保全課
碧南市	経済環境部環境課
安城市	環境部環境保全課
小牧市	環境交通部環境対策課
東海市	経済環境部生活環境課

(資料) 環境部調べ

表 8-1-2 環境保全関係協議会等の状況

名 称	構 成
あいち環境づくり推進協議会	愛知県、事業者団体及び民間団体
愛知県環境対策推進会議	県庁内関係部局
環境保全推進地域連絡会議	愛知県、関係市町村及び環境保全推進員
愛知県揮発性有機化合物排出抑制対策推進会議	愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び事業者団体
あいち新世紀自動車環境戦略会議	国、愛知県、関係市町村、事業者団体及び民間団体
愛知県道路交通騒音対策推進協議会	国、愛知県及び名古屋市
愛知県伊勢湾浄化対策会議	県庁内関係部局
三河湾浄化推進協議会	愛知県、関係市町村等
油ヶ淵水質浄化促進協議会	愛知県、碧南市、安城市、西尾市及び高浜市
濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱推進協議会	国、愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市
愛知県地盤沈下対策会議	県庁内関係部局

(資料) 環境部調べ

表 8-1-3 県の公害防止協定締結状況

締結年月日	対象工場	関係市
昭和46年9月14日	新日本製鐵株式会社名古屋製鐵所	東海市
昭和49年11月7日	大同特殊鋼株式会社知多工場	東海市
昭和49年11月7日	愛知製鋼株式会社知多工場	東海市
昭和62年8月25日	中部電力株式会社碧南火力発電所	碧南市、安城市、西尾市及び高浜市

(資料) 環境部調べ

表 8-1-4 市別公害防止協定締結事業所数 (平成23年4月1日現在)

市名	総数	農業等	鉱業	建設	食料品	衣服・繊維	木材・木製品	紙・パルプ	化学	石油・石炭製品	ゴム・皮革	窯業・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	機械	電気等供給	産廃処分	その他
名古屋市	28				2	1	1		5			4	5	1	1	6	2		
豊橋市	112			2	2	2	8	3	10	2	1	7	1		6	23	2	2	41
岡崎市	117		2	5	1	6			5	2		6	2	1	21	30	1	15	20
碧南市	136			9	4	1		2	2	1	1	16	12	5	8	29	3	3	40
安城市	48	1			5		1	2	7	2			5	1	5	18	1		
小牧市	27			2	2			2	2	1	3	5				8			2
東海市	23				1		1		2	4		1			1				13
合 計	491	1	2	18	17	10	11	9	33	12	5	39	25	8	42	114	9	20	116

(資料) 環境部調べ

第2節 各種計画との連携

1 環境保全計画との連携

本計画は、他の環境保全に関する諸法定計画等との整合性が図られるよう配慮するものとする。

特に、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」、「化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」などについて、その的確かつ円滑な実施が図られるよう配慮する。

当地域において策定されている環境保全に関する諸計画の概要は、表8-2-1のとおりである。

表8-2-1 環境保全に関する諸計画の概要（愛知県策定）

区分	計画等名	策定・施行年月	概要
環境保全全般	第3次愛知県環境基本計画	H20. 3	愛知県環境基本条例に基づき、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標に、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。21世紀の第1四半世紀の2025年頃までの長期を展望し、2015年までの間に取り組むべき施策の方向を示したもの。
	あいちアジェンダ21	H6. 12	地球環境保全を進めるため、県民、事業者、行政が一体となって取り組む地球市民としての21の行動を示したもの。地球サミットで採択された「アジェンダ21」に定める行動を地域において具体化した計画。
	愛知県庁の環境保全のための行動計画－あいちアクションプラン－ (地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく実行計画)	H10. 3	愛知県環境基本計画において目指す、環境負荷の継続的な低減を図るとともに、持続的発展が可能な「あいち環境社会」の実現のための、県自らの率先行動を定めた計画。また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」として定めた計画。
	愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針	H13. 12	グリーン購入法に基づき、グリーン調達の推進を図るため、県が毎年度策定する環境物品等の調達方針に係る基本的事項を定めた基本方針。
	愛知県環境学習基本方針	H17. 1	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律に基づき、県民一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組む能力を身につけるために必要な環境学習の推進に関する方向性や具体的取組を定めた基本方針。

区分	計 画 等 名	策定・ 施行年月	概 要
大 気 保 全 関 係	あいち地球温暖化防止戦略 2020（地球温暖化対策の推 進に関する法律第20条の3 の規定に基づく地方公共団 体対策実行計画（区域施策 編） （県民の生活環境の保全等 に関する条例第72条の規定 に基づく地球温暖化の防止 に関する計画）	H24. 2	地球温暖化対策推進法及び県民の生活環境 の保全等に関する条例に基づき、本県の地球 温暖化対策を推進するため、県内から排出さ れる温室効果ガス排出量の目標量、目標を達 成するための方策等を定めた計画。
	あいちエコエネルギー導入 ビジョン	H9. 3	地球温暖化防止対策の1つとして、新エネル ギーの導入促進を図るため、国の「新エネル ギー導入大綱」に基づき、新エネルギー導入 にあたっての具体的な施策等を定めたガイ ドライン。
	あいち新世紀自動車環境戦 略	H14. 10	「人が安心して快適に生活できる自動車環 境」の実現を図るための本県の特色を活かし た総合的な自動車環境対策。
	愛知県自動車排出窒素酸化 物及び自動車排出粒子状物 質（NOx・PM）総量削減計画	H15. 7	自動車NOx・PM法に基づき、二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成 するため、各種自動車環境対策を総合的かつ 強力に推進するための計画。
	愛知県における道路交通騒 音対策に係る取組方針	H8. 5	県内の道路交通騒音の深刻な路線・地区にお ける道路交通騒音対策として、路線・地区の 個別対策及び広域的な対策の推進、各種施策 の実施主体と連携等を定めた取組方針。
水 質 保 全 関 係	化学的酸素要求量、窒素含 有量及びりん含有量に係る 総量削減計画（愛知県）	H24. 2	水質汚濁防止法に基づき、生活排水、産業排 水、その他の汚濁発生源から、伊勢湾に流入 する水の汚濁負荷量を削減し、伊勢湾の水質 改善、環境基準の達成を目指すため、必要な 各種施策を定めた計画。
	生活排水対策に関する基本 方針	H15. 10	県民の生活環境の保全等に関する条例に基 づき、生活排水対策についての県民及び事業 者に対する啓発に関する事項、市町村が実施 する生活排水対策に関する施策の総合調整 に関する事項、その他生活排水に関し必要な 事項を定めた基本方針。
	流域別下水道整備総合計画	H17. 3 （名古屋 港海域） H16. 10 （知多湾、 渥美湾）	下水道法に基づき、水質環境基準達成のため の当該流域に係る下水道の整備手法を定め た総合的な計画。愛知県では、名古屋港海域 等流域別下水道整備総合計画、知多湾等流域 別下水道整備総合計画及び渥美湾等流域別 下水道整備総合計画を策定。

第3節 監視・観測体制

1 発生源の監視

(1) 大気汚染

大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場への立入検査を実施することにより、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設等の構造や使用状況並びに排出ガスの処理施設の維持管理状況を把握し、また、ばい煙測定等の実施による排出基準の適合状況を確認するなど、工場・事業場の監視、指導を徹底する。

また、窒素酸化物の排出濃度については、テレメータシステムにより当地域内の主要8工場の常時監視を行っており、今後も引き続き工場からのばい煙の排出状況の監視を行う。光化学オキシダントについては、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱及び愛知県光化学スモッグ緊急時対策取扱要領に基づき、緊急時においては協力工場に対してばい煙量の削減の要請等必要な措置を講じる。

(2) 水質汚濁

水質汚濁防止法の対象となる工場・事業場については、計画的な立入検査を行い、水質の監視と排水処理施設の適正管理等について指導を行う。特に、総量規制に係る指定地域内事業場については、汚濁負荷量の的確な把握を行う。

(3) 騒音・振動

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設を有する工場・事業場に対しては、市町村が立入検査を実施し、監視、指導を徹底する。このため、県は市町村に対し騒音・振動に関する測定及び立入検査等について指導、支援等を行っていく。

2 環境の監視

(1) 大気汚染

大気汚染の常時監視については、一般環境大気測定局31局、自動車排出ガス測定局15局の計46局（平成22年度末）で行っており、今後ともこれらの監視を継続実施していく。

(2) 水質汚濁

水質汚濁防止法に基づき、毎年度水質測定計画を策定し、公共用水域及び地下水の水質測定を継続して実施する。

(3) 騒音・振動

自動車騒音、新幹線騒音及び航空機騒音について、環境基準の適合状況を把握するため、県は適切な地点を選定し、定期的な測定を行っていく。

第4節 計画の進捗状況の点検

本計画は、平成23年度から平成32年度までの10か年計画であり、第3章に掲げた計画の目標が計画期間内に達成されるよう努めるものとし、第5章から第7章までに掲げられた施策等を強力に推進する。

そして、施策の進捗状況及び環境の状況等を把握するため、毎年度の現況調査、計画の中間年度の中間点検を実施して問題点・課題を抽出し、幅広い方法で施策の再点検を行う。

また、計画終了時において最終報告を行い、適切な進行管理とともに明確な分析評価を実施する。

1 計画の進行管理

(1) 進行管理の流れ

施策の効果的な推進を図るため、毎年度、環境質及び施策の進捗状況の把握を行い、中間年度の平成27年度（5年度目）及び最終年度の翌年の平成33年度（11年度目）においては、目標の達成状況等に係る点検を実施する。進行管理の流れは、図8-4-1のとおりである。

(2) 計画の現況調査（毎年度）

各年度において、環境質の状況及び本計画に掲げられた施策の実施状況を把握するとともに、実施が遅れている施策を中心に問題点や課題を抽出し、施策の効果的な実施に向けての改善を図る。

(3) 計画の中間点検（中間年度）

計画の中間年度においては、平成23年度から平成26年度までの施策の実施状況を踏まえて、本計画に掲げられた各種施策の進捗状況や環境質の状況等について、中間点検を実施するとともに、それらの結果を踏まえ、施策の実施・運用等に関する再点検を行う。

また、環境基準の達成期間等にも十分配慮することとし、環境基準の達成実績等を踏まえ、必要な公害防止施策を検討し、推進していくこととする。

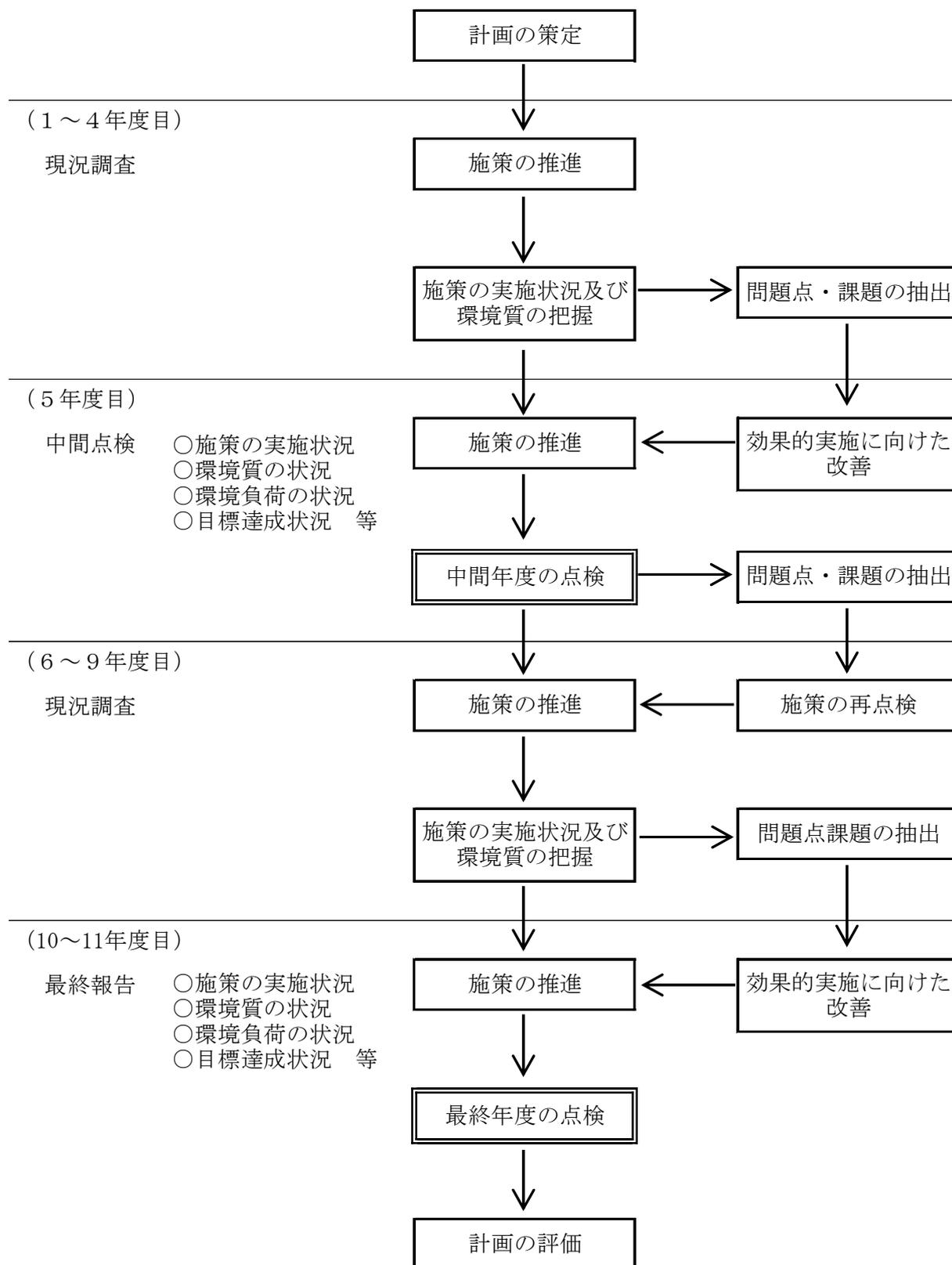
(4) 計画の最終点検（計画期間終了の翌年）

10年間の計画期間を経て、計画に掲げられた達成目標がどれだけ達成されたか、そして、様々な施策がどのような効果をあげ、どういった問題点があったか等、分析評価を行い、今後の公害防止施策の推進に役立てる。

2 進捗状況の評価

計画の進捗状況の評価については、計画目標の達成状況及び計画期間内の達成目標に関する評価を行う。このとき、単に環境基準等の達成状況のみではなく、環境負荷削減量の推計や施策効果の比較等様々な尺度で評価を行うことが重要である。

図 8-4-1 計画の進行管理の流れ



資料編 地域の概況

第1節 自然環境

1 地形

当地域の西部には、木曾川によって形成された濃尾平野、その北東や東には、緩やかな地形の尾張山地や尾張丘陵が広がっている。

また当地域の東部には、三河湾に注ぐ矢作川及び豊川が貫流し、その下流域に岡崎平野及び豊橋平野が広がっている。

当地域の総面積は、1,203km²で県面積の約23.3%である。

2 気象

気候は、一般に温暖で、夏期多雨、冬期少雨型であり、東南部は海洋性気候である。

地域内の名古屋気象台における年間の平均気温は15.8℃であり、降水量は、年間1,535mmである。

風向は、年間で北北西の風が卓越し、夏期には南南西の風が、秋期、冬期、春期には北北西の風が卓越している。年平均風速は2.9m/secである。冬期には伊吹おろしと呼ばれる季節風が吹く。（数値はいずれも平年値）

3 水象

(1) 河川

当地域を流れる主要水系は、一級水系として豊川、矢作川、庄内川、二級水系として天白川、日光川等がある。

豊川は、三河山地に源を發し、豊橋平野の中央部を流れて三河湾東部に注いでいる。同じ三河湾東部に注ぐ河川には、他に梅田川、佐奈川等がある。

矢作川は、長野県下伊那郡の木曾連峰に源を發し、岡崎平野の中央部を流れて三河湾西部に注いでいる。矢作川水系には、乙川、鹿乗川等がある。

庄内川は、岐阜県恵那市に源を發し、名古屋市内の市街地周辺を流れて伊勢湾に注いでいる。庄内川水系には、新川、堀川等がある。

(2) 湖沼

当地域の代表的な湖沼は、碧南市と安城市の市境に面積約64haの油ヶ淵がある。油ヶ淵は本県唯一の天然湖沼であり、稗田川、長田川、半場川、朝鮮川が流入し、高浜川、新川を経て衣浦湾に注いでいる。

(3) 海域

当地域が面する伊勢湾は、面積が2,342km²（うち三河湾は604km²）、平均水深が17mと面積に比して浅い湾であり、湾口の伊良湖水道は狭いことから、外海との水の交換に時間がかかり、水質汚濁物質が蓄積しやすい閉鎖性水域となっている。

伊勢湾の潮流はほぼ地形に沿い、上げ潮時は湾口から湾奥へ、下げ潮時は湾奥から湾口へ反時計回りに流れるが、三河湾は季節や水深により複雑に変化する。

4 動植物

(1) 植物

本県では植物の内、維管束植物が約2,220種、コケ植物が約500種確認されている。

植生はほとんどが照葉樹林帯に属しているが、平野部は古くから宅地、農地等としての県土利用が進み、自然植生であるシイ・タブを中心とした植生は社寺林などにわずかに残っている状況にある。

一方、丘陵から山地部においては、多くの部分がスギ及びヒノキを中心とした人工林となっているが、都市近郊の丘陵部のいわゆる里山を中心にコナラ、アベマキ等を主体とする二次的植生の森林（二次林）地域も広く見られる。

当地域を含む本県は人工林の割合が多いものの、変化に富んだ林層を基盤として、生物の種構成が比較的多様であり、特に二次林を含む森林では豊かな生態系が保たれている。

また、気候条件や地形・地質などの本県の多様な自然環境を反映し、シデコブシ、シラタマホシクサ等の「東海丘陵要素植物群」と呼ばれる東海地方特有の種も多い。

(2) 動物

当地域を含む本県全体では、ほ乳類（海生ほ乳類を含む。）は、県北東部の山地を中心にニホンザル、ニホンジカ、カモシカ等の71種の生息が確認されている。

鳥類は、南方系・北方系両方の鳥の分布が見られ、398種の観察記録がある。また、伊勢湾、三河湾に所在する干潟、浅海域等がシギ・チドリ類やカモ類の渡りの途中の休憩地あるいは越冬地、伊良湖岬はサシバの渡りの通過点として知られている。

このほか両生類21種、は虫類16種、淡水産魚類51種、昆虫類約7,600種、クモ類523種、陸・淡水産貝類193種及び内湾産貝類約350種の生息が確認されている。

第2節 人口

平成22年10月1日現在、当地域の人口は3,519千人で、本県人口の約50%を占めており、平成17年10月1日現在の人口3,445万人から若干増加している。

市町村別に見ると、名古屋市の人口は2,263千人で当地域全体の64%を占めており、続いて豊橋市377千人（11%）、岡崎市372千人（11%）となっている。

第3節 産業

1 概要

当地域の就業人口は、平成17年の国勢調査でみると1,732千人であり、産業別では第1次産業が27千人（1.6%）、第2次産業が528千人（30.5%）、第3次産業が1,145千人（66.1%）となっている。

純生産額は、平成20年度において139,185億円であり、産業別では第1次産業が389億円（0.3%）、第2次産業が30,584億円（22.0%）、第3次産業が108,211億円（77.7%）となっている。

2 工業

当地域は、輸送用機械器具や一般機械器具製造業を中心として、経済産業活動が活発に展開されており、本県の製造品出荷額等は37兆7,901億円で、昭和52年以来34年連続して全国第1位となっている。

当地域の製造品出荷額等は、平成22年の工業統計調査によれば10兆6,575億円で、県全体に占める割合は28.2%となっている。

市町村別では、名古屋市が3兆2,797億円（30.8%）で、次いで岡崎市が1兆5,117億円（14.2%）、安城市が1兆4,572億円（13.7%）の順となっている。

3 農林水産業

（1）農業

当地域は、木曾川、矢作川等流域の肥沃な農用地と愛知用水、明治用水、豊川用水等の農業用水などを基盤に、稲作、園芸、畜産を中心に多彩な農業生産が行われている。

当地域における平成22年の総農家戸数は18,800戸、農業就業人口は19,647人、経営耕地面積は14,294haである。また、販売農家戸数は10,242戸で、専業農家戸数は2,612戸である。

（2）林業

平成21年度末現在、当地域の森林面積は29,517haで、森林率は約13%である。

また、岡崎市等における平成21年度の素材生産量は6千 m^3 となっている。

（3）水産業

当地域の漁業は、海面では、碧南市等において、小型底びき網漁業、船びき網漁業、採貝・採藻漁業が主体に営まれており、内水面では、豊橋市等において、うなぎ養殖業、あゆ養殖業等が営まれている。

4 商業

当地域の卸・小売業は、平成19年の商業統計調査によれば商店数45,294店、従業者数424,148人、年間販売額は34兆3,720億円で、平成16年からの伸びをみると商店数9.0%減、従業者数0.9%減、年間販売額7.5%増となっている。

5 サービス・観光業

当地域では、岡崎城などの史跡や歴史的文化施設、「安城七夕まつり」、豊橋の「鬼祭」などの特色ある祭り、温泉や海水浴場、キャンプ場などの多様な観光資源に恵まれている。名古屋市内には名古屋城を始め熱田神宮、徳川美術館、名古屋港水族館、東山動植物園等の見所も多くある。

第4節 都市環境

1 土地利用

平成22年10月1日現在、当地域の面積は1,203 km²で、県土面積の23.3%を占めている。

地目別の土地利用の状況は宅地が359km²と最も多く、次いで森林が295km²、農用地が189km²となっている。

2 都市計画

当地域では岡崎市の旧額田町の地域を除く全域が都市計画区域に指定されている。

都市計画区域においては、無秩序な市街化（スプロール現象）を防止し、計画的な市街化を図るために市街化区域及び市街化調整区域により区分されている。

当地域の都市計画区域の面積は、平成23年12月末現在107,662haであり、このうち市街化区域面積は52,327ha（48.6%）、市街化調整区域面積は55,335ha（51.4%）となっている。

また、市街化区域における用途地域の割合は、住居系地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）は58.2%、商業系地域（近隣商業地域、商業地域）は12.4%、工業系地域（準工業地域、工業地域、工業専用地域）は29.4%の状況となっている。都市計画区域等の指定状況は表6-4-1のとおりである。

3 都市施設等

(1) 上水道

当地域における平成22年度末の水道普及率は、99.9%（給水人口352万人）で、県全体の水道普及率99.8%を上回っている。また、水道施設数は、上水道7、簡易水道及び専用水道130である。

(2) 工業用水道

当地域の工業用水需要（淡水補給水）の約7割は、工業用水道に依存している。この工業用水道は、県営の愛知用水、西三河及び東三河の各工業用水道並びに名古屋市工業用水道の4事業であり、その給水区域には当地域7市中6市が含まれている。

(3) 下水道

当地域の下水道普及率としては、90.4%である。

また、公共下水道の整備状況は平成22年度末現在、名古屋市を始め7市全てで整備中であり、供用を開始している。

当地域の流域下水道は、平成22年度末現在、豊川流域下水道始め5流域下水道全てで整備中であり、供用を開始している。

市別都市計画用途地域別面積（平成23年12月末現在）

単位：ha

市町村名	都市計画区域名	行政区域面積	都市計画区域面積	市街化区域面積	用途地域別面積												市街化調整区域面積	都市計画区域外面積
					第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域		
名古屋市	名古屋	32,643	32,643	30,258	5,136	88	1,001	1,883	7,232	3,048	306	2,511	2,230	3,563	2,612	648	2,385	—
小牧市	尾張	6,282	6,282	2,849	189	—	461	15	820	40	7	127	89	308	587	206	3,433	—
東海市	知多	4,336	4,336	2,969	117	—	660	—	473	67	24	81	16	92	175	1,264	1,367	—
岡崎市	西三河	38,724	26,079	5,796	333	—	821	89	1,907	47	121	340	228	934	710	266	20,283	12,645
碧南市		3,586	3,586	2,117	86	—	245	29	499	19	33	111	18	390	25	662	1,469	—
安城市		8,601	8,601	2,154	119	—	416	29	563	—	108	113	119	107	364	216	6,447	—
豊橋市		東三河	26,135	26,135	6,184	665	76	1,062	107	1,241	242	56	356	145	828	403	1,003	19,951
計		120,307	107,662	52,327	6,645	164	4,666	2,152	12,735	3,463	655	3,639	2,845	6,222	4,876	4,265	55,335	12,645

（資料）建設部調べ

4 交通運輸

(1) 道路

当地域の道路網は、自動車専用道路として東名、名神、中央、東海北陸、伊勢湾岸、東名阪、東海環状並びに名古屋都市高速道路等を始めとし、一般国道として1号、19号、22号、23号、41号等や主要地方道が骨格となり、これらを補完する一般県道及び市町村道により構成されている。

(2) 空港

県営名古屋空港は、豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市にまたがって位置し、小型航空機の拠点空港として、コミューター航空やビジネス機などに使用されるとともに、隣接する自衛隊小牧基地の航空機等にも使用されている。

(3) 鉄道

当地域の鉄道網は、東海旅客鉄道(株)(JR東海)の東海道新幹線を軸に、同社の東海道本線・中央本線・関西本線、名古屋鉄道(株)(名鉄)の名古屋本線・常滑線・犬山線・瀬戸線、近畿日本鉄道(株)の名古屋線及び名古屋臨海高速鉄道(株)のあおなみ線等が名古屋駅を中心として放射線状に形成されている。さらに、愛知高速交通(株)の東部丘陵線、愛知環状鉄道(株)の愛知環状鉄道線及び(株)東海交通事業の城北線が環状路線の一部として形成されている。

また、名古屋市内には地下鉄網が放射状かつ環状に形成され、鶴舞線は名鉄犬山線・豊田線と、上飯田線は名鉄小牧線と相互直通運行されている。

一方、東三河の拠点である豊橋駅からは、JR東海の東海道本線・飯田線、名鉄の名古屋本線、豊橋鉄道(株)の渥美線・東田本線(路面電車)が放射状に形成されている。

(4) 港湾

当地域には、特定重要港湾の名古屋港、重要港湾の衣浦港及び三河港、その他に地方港湾がある。

名古屋港は、伊勢湾の最奥部に位置し、ものづくり中部を物流で支えるとともに、我が国の持続的な発展に貢献している。また、水際線の開放など人々に快適で潤いのある環境を創出するとともに、自然環境の保全や回復及び地域環境の改善にも配慮している。

衣浦港は、三河湾の北奥部に位置し、工業集積度が高い西三河や知多を中心とする地域の流通拠点として地域経済の発展に寄与している。

三河港は、三河湾の東部に位置し、旧工業整備特別地域である東三河及びその周辺の地域の流通拠点として整備が進められている。自動車の輸入においては、台数・金額ともに16年連続日本一の実績を有し、世界でもトップクラスの自動車港湾である。